

平成17～26年度(2005～2014年度)

尾張旭市男女共同参画プラン



尾張旭市

男女共同参画社会をめざして

我が国では、戦後、日本国憲法に個人の尊重と男女平等の理念がうたわれて以来、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが進められてきましたが、依然として多くの課題が残されています。

一方、少子高齢化や国内経済活動の成熟化など、社会経済情勢の急速な時代の変化の中で、この変化を的確にとらえ、乗り越えてゆくためにも、男女の性別に関係なく、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を築くことが重要な課題となっています。

このため、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを総合的かつ計画的に推進するよう男女共同参画社会基本法が制定され、本市においてもその趣旨を踏まえ、「尾張旭市男女共同参画プラン」を策定いたしました。

本プランでは、「女だから」「男だから」という理由ではなく、自分の生き方を自分の個性や意欲に合わせて自由に選択し、家庭・地域・職場で男女がお互いに支え合い、喜びも責任も分かち合う、男女共同参画社会の実現をめざしています。

今後は、本プランを実現するため、各部署の関連事業を通して、市民の皆様をはじめ多くの企業、団体などの皆様のご理解とご協力を得ながら、計画を推進していきますので、よろしくお願い申し上げます。

終わりに、本プランの策定にあたり、貴重なご意見・ご提言いただきました「尾張旭市男女共同参画プラン策定懇話会」の構成員の皆様をはじめ、意見募集に数多くの貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に心よりお礼申し上げます。

平成17年3月

尾張旭市長 谷 口 幸 治

目 次

第1章 計画策定にあたって	4
1. 計画の趣旨.....	4
2. 計画の性格.....	4
(1) 計画の位置付け.....	4
(2) 計画期間.....	5
3. 計画の背景.....	5
(1) 女性の人権に関する国際的な流れ.....	5
(2) 男女共同参画に向けた国内の動き.....	6
(3) 男女共同参画に向けた尾張旭市の取り組み.....	7
第2章 基本的な考え方	10
1. 基本理念.....	10
2. 基本方針.....	11
基本方針1 社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に敏感な視点の定着...11	
基本方針2 力をもった存在になること（エンパワーメント）の促進.....11	
基本方針3 対等な協調・協力関係（パートナーシップ）の確立.....11	
3. 基本目標.....	12
基本目標1 学習・啓発の推進.....	12
基本目標2 家庭・地域における男女共同参画.....	12
基本目標3 労働における男女共同参画.....	13
基本目標4 女性の意思決定の場への参画.....	13
基本目標5 女性の人権尊重.....	14
基本目標6 推進体制の整備.....	15
4. 事業の体系.....	16
第3章 目標別事業の内容	18
基本目標1「学習・啓発の推進」.....	18
目標1-1 男女共同参画についての意識啓発の推進.....	18
目標1-2 教育・学習による男女平等意識の確立.....	21
目標1-3 男女共同参画を阻害する慣行の見直し.....	25
基本目標2「家庭・地域における男女共同参画」.....	28
目標2-1 家庭生活における男女共同参画の推進.....	28

目標 2-2 地域社会における男女共同参画の推進.....	32
基本目標 3 「労働における男女共同参画」	36
目標 3-1 女性の就労機会の拡大	36
目標 3-2 男女が働きやすい環境づくり	40
基本目標 4 「女性の意思決定の場への参画」	45
目標 4-1 政策・方針決定の場への女性の参画推進.....	45
目標 4-2 女性が力をもった存在になることへの支援	49
基本目標 5 「女性の人権尊重」	51
目標 5-1 女性に対するあらゆる暴力の根絶.....	51
目標 5-2 女性の性や健康に関する理解	56
基本目標 6 「推進体制の整備」	60
目標 6-1 庁内推進体制の充実.....	60
目標 6-2 市民との協働を支える推進拠点・ネットワークづくり	63
● 検証指標.....	66

第4章 重点事業..... 68

重点事業 1 男女共同参画講座	69
重点事業 2 市職員等向け研修	71
重点事業 3 職業と家庭生活の両立に向けた保育・預かりサービス	72
重点事業 4 市民と行政の協働の推進	73

参考資料

1. 男女共同参画社会基本法	74
2. 尾張旭市男女共同参画プラン策定懇話会開催要綱.....	80
3. 尾張旭市男女共同参画推進本部設置要綱	82
4. 尾張旭市男女共同参画プラン策定部会設置要綱	84
5. 尾張旭市男女共同参画プラン策定経過	85
6. 用語の説明	89
7. 男女共同参画関連機関一覧.....	91

第1章 計画策定にあたって

1. 計画の趣旨
2. 計画の性格
3. 計画の背景

第1章 計画策定にあたって

1. 計画の趣旨

日本国憲法にうたわれている個人の尊重と男女平等は、男女共学や法の整備などをはじめとした様々な取り組みを通して、半世紀以上にわたり進められてきました。

しかし、男性中心のなすきたり等の社会慣行やそれを支える固定的な性別役割分担についての考え方は根強く、男女平等の確立と、さまざまな分野で男女が共に参画して活躍する社会の実現にはまだ多くの課題が残されています。

一方、近年の少子高齢化の急速な進展や社会経済情勢が急激に変化する中であって、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる社会制度が求められています。

こうした中、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が成立し、『男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会』つまり、男女共同参画社会の実現が21世紀の日本の最重要課題と位置づけられました。

同法では、地方自治体に男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めることを求めています。これに基づき、本市においても、男女共同参画プランを策定しました。

2. 計画の性格

(1) 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法の第14条第3項の市町村男女共同参画計画にあたり、本市が男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本的方向とその具体的施策を示したものです。

本市の計画については、「尾張旭市第四次総合計画」を上位計画としています。また、男女共同参画プランは、各分野を横断するものであり、福祉・教育・市民生活・都市計画など各個別計画と密接に関連しています。

なお、第3章に掲載した事業の「担当課」は主な担当課を指しています。また、「事業の方向性」については、次のように定義しています。

新規：新たに実施する事業

拡充：現在実施しており、内容を拡大もしくは充実させる事業

継続：引き続き実施する事業

(2) 計画期間

計画期間は平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間とします。このうち、事業については平成 17 年度から平成 21 年度を前期計画と位置づけ、後期計画は、前期計画の進捗状況や社会情勢や市民意識の変化を踏まえ、見直しを行います。

3. 計画の背景

(1) 女性の人権に関する国際的な流れ

国際連合が 1975 年（昭和 50 年）を「国際婦人年」と定め、翌年から 1985 年を「国連婦人の 10 年」としたことから、女性差別をなくし男女平等を確立する国際的な取り組みは大きく前進しました。

『女性に対する差別とは、性にに基づく区別・排除・制限である』と明確に定義した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」）は 1979 年（昭和 54 年）の国連総会で採択され、翌年の「国連婦人の 10 年」中間年世界会議において署名式が行なわれ、日本を含む 57 か国が署名を果たしました。

1985 年（昭和 60 年）の「国連婦人の 10 年」ナイロビ世界会議では、2000 年までを目標に各国が女性差別撤廃に向けた効果的取り組みを行う指針としての「ナイロビ将来戦略」が採択されました。

以後、1993 年（平成 5 年）の「世界人権会議」においては、「女性の権利は人権である」ことが確認され、同年「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が国連総会で採択されました。

また、1994 年（平成 6 年）の「国際人口開発会議」では「性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」という考え方が打ち出されました。

こうした流れを受け、1995 年（平成 7 年）の「第 4 回世界女性会議」（北京会議）では、女性の権利は人権であることが確認され、「北京宣言」では、女性が力をもった存在になること（エンパワーメント※）の促進がうたわれ、その行動計画である「北京行動綱領」には貧困の絶滅、女性と健康、女性に対する暴力、女性の人権など 12 の「重大問題領域」解決のための「戦略目標」が掲げられました。

さらに、北京会議での展開を継続的に調査するために開催されたニューヨーク国連本部での「女性 2000 年会議」では、北京行動綱領を一層推進するという原則を再確認する「政治宣言」とその実施を促進するための「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」が採択され、女性が力をもった存在になることに向けて各国が政策や計画に取り組む意思を明確化しました。

※ エンパワーメント

すべての人が内在している自己実現へ向かう力を伸ばすために、励ましたり、助言したり、能力開発の機会を提供することなどにより、当事者が力をもった存在になること。

(2) 男女共同参画に向けた国内の動き

わが国においては、憲法で法の下での平等がうたわれており、国連を中心とした世界の動きと連動しつつ、男女平等に向けて様々な取り組みが行われてきました。

とくに、国籍法の改正、家庭科の男女共修、男女雇用機会均等法の制定など国内の法制度を整備し1985年（昭和60年）に「女子差別撤廃条約」を批准以降、条約の締約国として女性差別の撤廃に大きく踏み出しました。

1987年（昭和62年）には、女性の地位向上を目指す「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、その後、1991年（平成3年）の「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」では「男女共同参加型の社会」から、意思決定にもかかわっていく「男女共同参画型の社会」へと目指す目標が転換されました。

そして、「北京行動綱領」が各国に自国の行動計画を策定し実施することを求めたのに応じて、1996年（平成8年）7月に男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」が答申され、これを受けて同年12月に2000年までの国内行動計画「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。このプランには、制度・慣行を中立的視点から見直すこと及び女性の人権が推進・擁護される社会を形成することが新しい視点として盛り込まれ、基本的な法律の整備や体制の強化などが掲げられました。

この間、日本を取り巻く内外の社会情勢も大きく変化しました。

1970年代以降、下がり続ける合計特殊出生率（15歳から49歳までの女性の年齢ごとの出生率の合計で、一人の女性が生涯に産む子どもの数を表す。）は2003年（平成15年）には1.29となりました。少子化の進行により、近い将来、生産年齢人口の減少が予想される一方、高齢化の進行により、社会保障の負担増、介護の社会化などが課題となっています。

こうした国内外の女性の人権確立に向けた動きと社会情勢の変化を受け、1999年（平成11年）「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。同法においては、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、基本理念、国・地方公共団体・国民の責務を、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な事項等として規定しています。

2000年（平成12年）には、男女共同参画社会基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定され、あらゆる社会制度へ男女共同参画の視点を反映させるため、総合的な推進体制の整備・強化が行われました。

また、2001年（平成13年）9月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が公布・施行され、夫婦間の問題として見過ごされてきた「女性に対する暴力」を防止し、被害者保護の制度が設けられました。

一方、愛知県における男女共同参画への取り組みは、1989年（平成元年）の「あいち女性プラン」策定から独立した行動計画として位置付けられ、女性の自立や社会参加の促進に向けた施策の推進が図られてきました。1997年（平成9年）には北京会議以降の国内外の動向を踏まえ、「あいち男女共同参画2000年プラン」が策定され、2001年（平成13年）には男女共同参画社会基本法に基づく愛知県男女共同参画計画として「あいち男女共同参画プラン21」が社会情勢の変化と地域の特性を反映し策定されました。また、2002年（平

成 14 年) には、男女共同参画を全庁的な取り組みとして推進する根拠となる「愛知県男女共同参画推進条例」が制定されました。

(3) 男女共同参画に向けた尾張旭市の取り組み

尾張旭市における男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、従来、教育委員会の生涯学習課が窓口となって行ってきました。2001 年(平成 13 年)からは企画課の事務分掌に男女共同参画事務が明記され、組織全体の取り組みとして進められることとなりました。

2002 年(平成 14 年)には、市民公募委員も交えた尾張旭市男女共同参画推進懇話会が発足し、アンケート調査などを経て、2004 年(平成 16 年)2 月には「尾張旭市男女共同参画社会実現に向けての提言」をとりまとめました。

また、2004 年(平成 16 年)3 月に「尾張旭市第四次総合計画」を策定し、分野別計画の施策 7-4 で「男女共同参画社会の形成」を位置付け、その推進に取り組んでいます。

(年表) 男女共同参画社会形成への主な取り組み

年	世界	国	愛知県
1975 (昭和 50)	国際婦人年 国際婦人年世界会議(第 1 回:メキシコシティ)		
1977 (昭和 52)		「国内行動計画」策定	
1979 (昭和 54)	国連総会「女子差別撤廃条 約」採択		
1980 (昭和 55)	「国連婦人の 10 年」中間年世 界会議(第 2 回:コペンハーゲ ン)		
1981 (昭和 56)		婦人に関する施策の推進の ための「国内行動計画—後期 重点目標」策定	
1985 (昭和 60)	「国連婦人の 10 年」ナイロビ 世界会議(第 3 回:ナイロビ)	「女子差別撤廃条約」批准 「男女雇用機会均等法」公布	
1987 (昭和 62)		「西暦 2000 年に向けての新 国内行動計画」策定	
1989 (平成元)			「あいち女性プラン」策 定
1990 (平成 2)	国連経済社会理事会「婦人 の地位向上のためのナイロビ 将来戦略に関する第 1 回見 直しと評価に伴う勧告及び結 論」採択		
1991 (平成 3)		「西暦 2000 年に向けての新 国内行動計画(第一次改定)」 策定	
1995 (平成 7)	第 4 回世界女性会議(北京)		
1996 (平成 8)		「男女共同参画 2000 年プラ ン」策定	
1997 (平成 9)			「あいち男女共同参画 2000 年プラン」策定
1999 (平成 11)		「男女共同参画社会基本法」 公布・施行	
2000 (平成 12)	国連特別総会「女性 2000 年 会議(ニューヨーク)」	「男女共同参画基本計画」策 定	
2001 (平成 13)			「あいち男女共同参画 プラン 21」策定
2002 (平成 14)			「愛知県男女共同参画 推進条例」制定

↑
国連婦人の十年
↓

第2章 基本的な考え方

1. 基本理念
2. 基本方針
3. 基本目標
4. 事業の体系

第2章 基本的な考え方

1. 基本理念

男女共同参画社会の実現

人はだれでも、たくさんの可能性を持って生まれてきます。「女だから」「男だから」という理由ではなく、自分の生き方を自分の個性や意欲に合わせて自由に選択し、家庭・地域・職場で男女がお互いに支え合い、喜びも責任も分かち合う、「男女共同参画社会の実現」を、この計画の基本理念とします。

この実現は、行政職員の努力や、行政機関が市民にサービスを提供することだけで、できるものではありません。市民一人ひとりが主体的に考え、お互いを尊重しながら、実際の行動に移すことが求められる計画です。

日本国憲法（第14条）

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

男女共同参画社会基本法（第2条 男女共同参画社会の形成の定義）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること。

2. 基本方針

男女共同参画社会は、女性と男性があるゆる分野で協力しながら参画してこそ実現されます。そのためには、固定的な性別役割分担を是正し、一人ひとりの個性・能力・意欲を尊重する「意識づくり」と、適切なしくみを整える「環境づくり」を同時に実行することが効果的です。その際に、すべての施策に共通な基本方針として、次の3点を掲げます。

●基本方針1 社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に敏感な視点の定着

社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）とは、生物学的な性差ではなく、社会的・文化的につくられる「女らしさ」「男らしさ」のことです。社会的・文化的に形成された性別の意識は、日常のあらゆる場面に浸透しており、一人ひとりの考え方や行動から社会のしくみまで深く影響し、そして、次の世代に引き継がれていきます。家庭・学校・地域・職場・市の施策などあらゆる場面で、性別による偏りについて見つめ直し、それに気づき、行動を再検討する「社会的・文化的に形成された性別に敏感な視点」の定着を図ります。そして、女性も男性も等しくその人権を認め合い、保障していく社会をつくります。

●基本方針2 力をもった存在になること（エンパワーメント）の促進

個性・能力・意欲はすべての人が潜在的に持っているものです。同時に、その力は困難な状態のときには誰しも容易に見失う恐れがあるものです。困難な状況にあるときや、勇気や自信を失っているときに、そこから前に進むときには大変な力を必要とします。

このような認識のもと、男女共同参画の実現に向け、それに取り組む人を励まし、特に女性の能力開発を支援し、女性が男性とともに自らの意思によってあらゆる社会活動へ積極的に参画し、自立した個人として社会的責任を分担できる力を付けるための「力をもった存在になること（エンパワーメント）」の促進を図ります。

●基本方針3 対等な協調・協力関係（パートナーシップ）の確立

対等な協調・協力関係（パートナーシップ）とは、お互いの長所・短所を理解し合い、それぞれの自主性・自立性を尊重し、共通の目的のために対等な立場で、力を合わせ、その成果を分かち合うことです。21世紀は女性と男性のみならず、世代や国境を越えて、すべての人と組織が連携して力を合わせなければ解決できない課題が山積しています。

男女共同参画社会の形成のためには、男女が対等な立場で協力関係を確立し、さらに市民・地域・職場・行政など男女をとりまく社会のあらゆる分野が、男女共同参画社会形成のために協力関係を結びあうことを目指します。

3. 基本目標

基本目標1 学習・啓発の推進

男女共同参画社会についての認知度は、まだ十分に広がっているとはいえません。その考え方は、日々研究や実践が進んでいる一方、男女を画一的に同じに取り扱うことであるなど適切に内容が伝わっていない面があります。

社会的・文化的に形成された性別に敏感な視点を身につけ、家庭・地域・学校・職場・行政などで実践していく社会をつくるために、まず、男女共同参画社会について、一人ひとりが現状の問題に気づき、学び、考え、話し合う機会の充実を図ります。そして、教育やしつけを通じて、一人ひとりの個性・能力・意欲を尊重した生き方を支援するとともに、社会のあらゆる面で男女共同参画を阻害する慣行について見直しを図ります。

【市民への呼びかけ】

市民一人ひとりが、男女共同参画について積極的に学び、社会的・文化的に形成された性別に敏感な視点を持つよう心がけましょう。また、その重要性・疑問点・課題について、まわりの人に話して、社会全体の意識を高めていきましょう。そして、家庭・地域・学校・職場・行政等における固定的な性別による役割分担について、多くの人の共感を得ながら見直しを行いきましょう。

基本目標2 家庭・地域における男女共同参画

家庭・地域のあり方は多様で、そこで暮らす人が話し合いながら決めることが理想です。しかし、家庭や地域には、固定的な性別役割分担の社会通念や、女性の生活領域が家庭中心であった時代の生活習慣や慣行が残っており、例えば、男性が家事・育児・介護を担う生き方は十分に理解されてきませんでした。

こうした状況を改善し、自分に合った生き方を選ぶことができ、かつ、安心して暮らすことができる家庭・地域をつくるために、性別にかかわらず、すべての人が、家庭・地域における役割と責任を担う社会を目指します。このため、女性・男性ともに家庭・地域に携わることの啓発や学習機会の提供、条件整備などを図ります。

【市民への呼びかけ】

男女ともに家庭・地域の担い手であることを自覚し、一人ひとりができることを考えましょう。

家庭においては、男性も家庭責任があることを確認し、家事・育児・介護等の固定的な性別による役割分担について、男女にかかわらず家族全員でその家庭に合った分担を行きましょう。

地域においては、男女ともに地域の構成員としての自覚を持ち、近所の助け合い、地域

活動、ボランティア活動などに積極的に参画しましょう。その中で男女共同参画について話し合い、関係者の理解を得ながら、性別や旧来の家制度等にとらわれない協力関係をつくりましょう。

基本目標3 労働における男女共同参画

男女平等、家庭と職場の両立支援に関する法制度が整備されてきています。しかし、女性にとって、特に男性より就職が厳しいこと、職務の内容が男女不平等であること、子育て期に就労を継続することが大変なこと、子育て後の再就職時は以前より処遇が低いことがあるなど、様々な課題がみられます。男性にとっても、一人で家庭の経済的な責任を負うことは、過重な労働を強いて、家庭や地域への参画を妨げる一因となっています。

男女共同参画社会とは、自立した男女が協力し合う社会です。その実現に向けて、女性と男性が等しく働く機会を持ち、その個性・能力・意欲を生かして働くことができ、その能力や成果を正しく評価される職場づくりが必要です。このため、女性の職業能力の向上、就労機会の拡大、就労の場における男女平等、仕事と家庭を両立できる仕組みづくりなどに取り組みます。

【市民への呼びかけ】

子どもは地域の宝であると考え、若い世代が安心して夢を持てる子育てができる環境を地域全体で支援していきましょう。

職場では、性別にかかわらずすべての就労者が職業生活と家庭・地域生活ともに責任があることを理解し、その両立を実現するため助け合いましょう。

特に小さな子どもを持つ家庭は、子どもの視点に立って、男女ともに仕事と家庭のバランスについて考えましょう。

【企業等への呼びかけ】

募集・採用・配置・待遇などについて、性別で区別するのではなく、一人ひとりの個性・能力・意欲などを踏まえて、適材適所を図りましょう。

また、すべての就労者が、職業生活と家庭・地域生活の両立ができ、そのバランスの選択がしやすいように、多様な働き方を可能にする制度づくりとその効果的な運用について検討しましょう。

基本目標4 女性の意思決定の場への参画

これまでは地域・企業等・行政などの意思決定の場において、男性の役職者が多いこともあり、男性が決定権を握ることが多くみられました。この中には、活動の実質は女性が担っていても、意思決定の場では女性が少数派になっているという問題もみられます。

様々な活動の政策・方針を決定する際に、女性・男性双方の意見を反映することが、男

女が社会のあらゆる分野の活動に参画し、共に責任を担う男女共同参画社会を築くための根幹をなします。このため、女性の意思決定の場への参画を進めるとともに、女性自らが力を付けていく支援を行います。

【市民への呼びかけ】

女性は、意思決定の場に関心を持ったり、積極的に参加したり、責任ある地位につくことに挑戦しましょう。

役職等については、男女の性別にかかわらず、成果・能力・意欲等を踏まえて決めましょう。

女性の参画がなかなか進まないことが予想されるものについては、女性を励まし、ときには積極的に女性の参画を働きかけましょう。

【企業等への呼びかけ】

役職等については、男女の性別にかかわらず、成果・能力・意欲等を踏まえて決めましょう。

女性の参画がなかなか進まないことが予想されるものについては、女性を励まし、ときには積極的に女性の参画機会を設けることを検討しましょう。

基本目標5 女性の人権尊重

人権についての理解は社会の中に十分定着しておらず、性暴力などの人権を侵害する行為は今なお深刻な問題となっています。また、様々なメディアを通じて、ゆがんだ性知識や性の商品化が伝えられる一方、特に女性は性に関する自己決定がうまくできない面が指摘されています。

このような問題を乗り越え、男女が互いの性と人権を尊重し合うことが、男女共同参画社会の出発点です。このため、あらゆる暴力の根絶、性に関する正しい理解の促進、健康で安心して妊娠期を過ごして出産できる環境づくりなどに取り組みます。

【市民への呼びかけ】

男女ともに、お互いの性について、正確な知識を身につけましょう。

暴力は人の尊厳を支える基本的人権を奪うことであると理解し、お互いを尊重しながら、話し合いをしましょう。また、暴力は許さないという意識と行動を心がけましょう。

【企業等への呼びかけ】

宣伝活動等において、固定的な性別役割分担や、性の商品化を助長する表現について留意しましょう。

基本目標6 推進体制の整備

プランを策定しても、具体的な事業や活動につながっていかなければ「絵に描いた餅」になってしまいます。本市の総合計画で導入されている行政評価の考え方を踏まえ、市民起点・成果重視の観点から、事業の進み具合やその成果を把握し、より効果的な事業の実施方法や進め方に向けて適宜、見直しを行います。

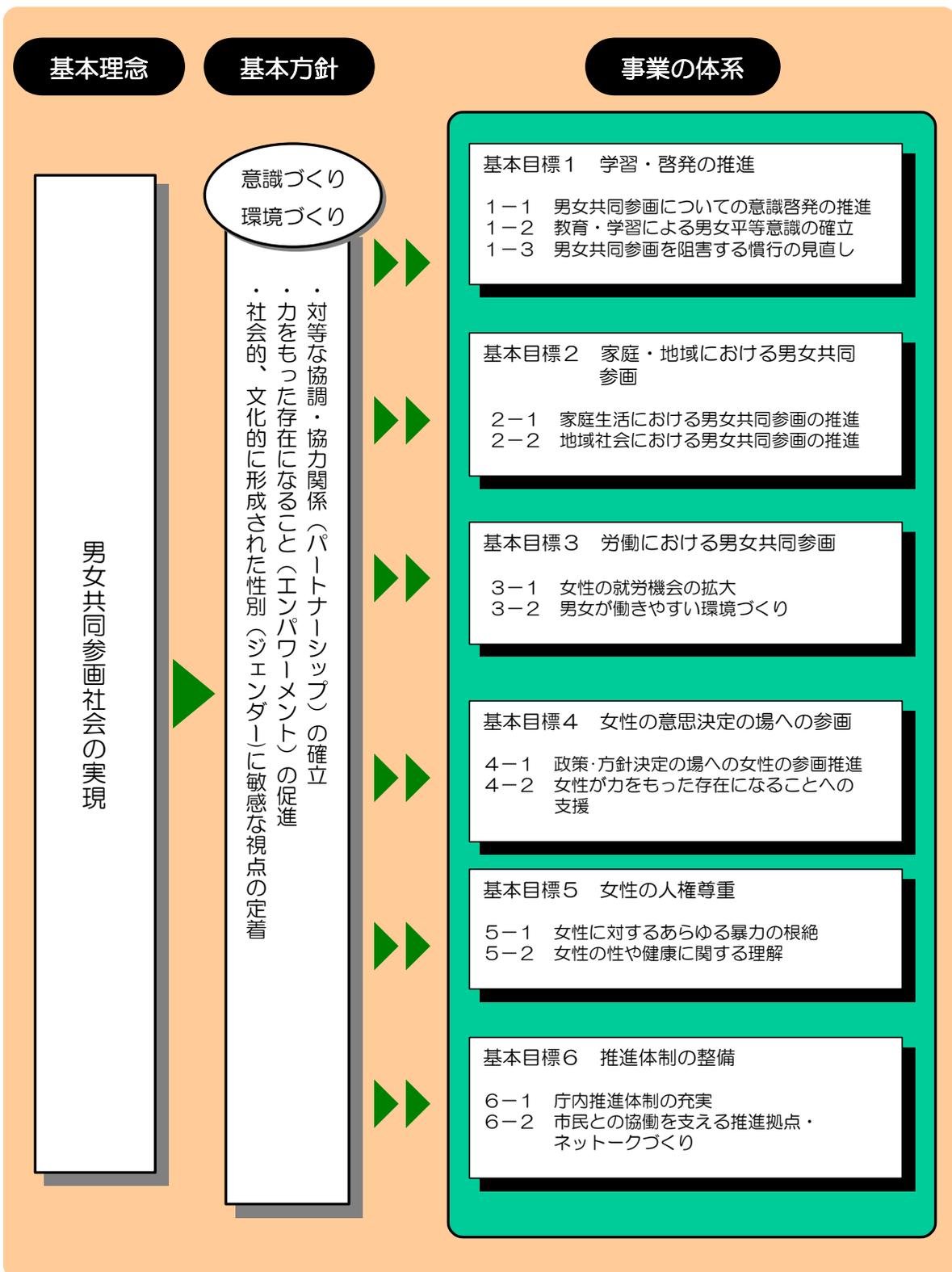
また、男女共同参画の取り組みを着実に推進するためには、行政内部の連携はもとより、市民・企業等・行政などの対等な協調・協力関係が不可欠であり、情報を共有し、相互理解と協力を深めていきます。

【市民への呼びかけ】

行政の情報提供や様々な事業を効果的に活用しながら、男女共同参画の実現に取り組みましょう。

男女共同参画プランの進捗状況に留意し、今後の効果的な進め方について提言しましょう。

4. 事業の体系



第3章 目標別事業の内容

基本目標1 学 習 ・ 啓 発 の 推 進

基本目標2 家庭・地域における男女共同参画

基本目標3 労働における男女共同参画

基本目標4 女性の意思決定の場への参画

基本目標5 女 性 の 人 権 尊 重

基本目標6 推 進 体 制 の 整 備

第3章 目標別事業の内容

基本目標1「学習・啓発の推進」

目標1-1 男女共同参画についての意識啓発の推進

◆現状と課題

男女が、社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、「女だから」「男だから」という性別による区別ではなく、市民一人ひとりの人権が尊重され、それぞれの能力や個性に応じた生き方の選択が尊重されなければなりません。

そうした理念のもと、「改正男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」、「男女共同参画社会基本法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」等、法律や制度の上では男女平等と人権の尊重が進められてきました。

しかしながら、「尾張旭市男女共同参画に関する市民意識調査」によると、男女の地位を平等と感じている人は14.9%にとどまっています。また、全体では8割近くの人が「男性の方が優遇されている」と考え、女性の回答に限ると84.5%にのぼっています。このように日常生活において実質的な男女平等を実感している人は、まだまだ少ない状況にあります。

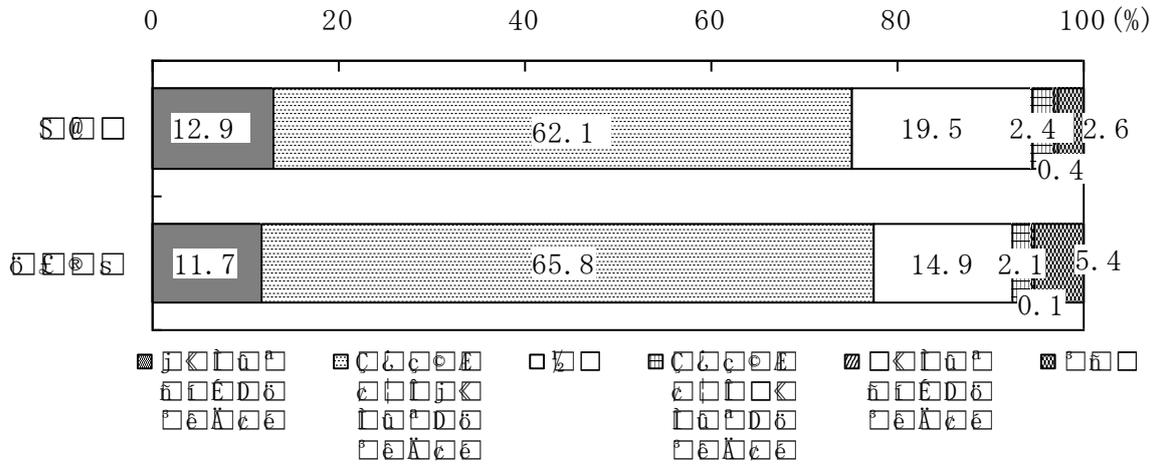
また、意識調査では「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、「賛成」と「どちらかといえば賛成」との回答が、本市では53.5%を占め、全国の世論調査(46.9%)と比較すると、性別役割分担意識が根強いことがうかがえます。

社会や人々の暮らしに深く根ざした性別役割分担意識は、家庭、職場、地域など様々な場面でみられ、女性のみでなく男性にとっても生き方の選択を狭め、男女共同参画社会の実現を阻む要因となっています。

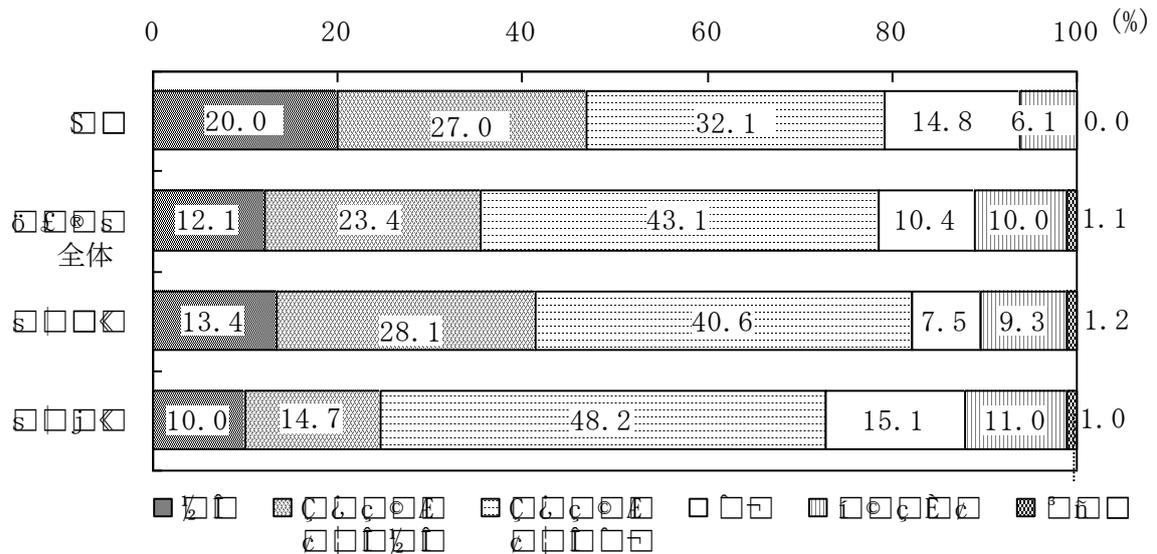
「男女共同参画」という言葉については、「聞いたことはある」は37.2%、「全く知らなかった」は31.1%である反面、「良く知っていた」は9.6%にとどまるなど、認知度は高いとはいえません。加えて、“男女共同参画は男女を画一的に同じに扱うこと”などといった誤解が生じています。

こうした現状から、本市においては、男女共同参画についての正しい理解と一層の認知を目指し、広報、研修会、講座、メディア等の幅広い情報提供を通して、継続的な意識啓発が必要です。

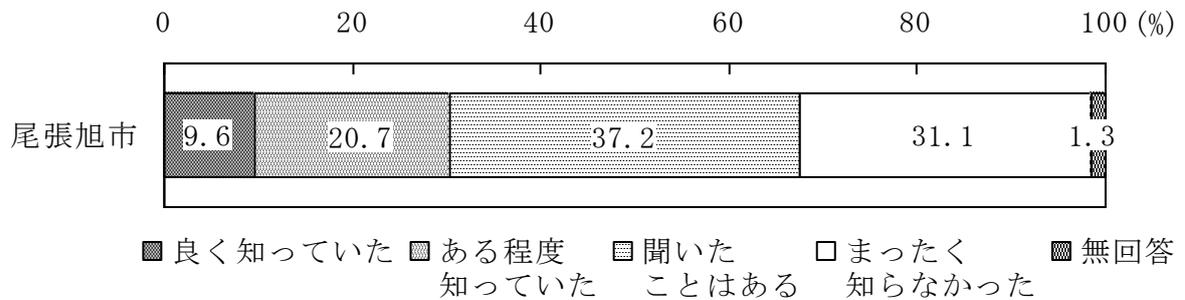
図表1-1 男女平等感（社会全体について）



図表1-2 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について



図表1-3 「男女共同参画」の言葉の認知度



資料：尾張旭市男女共同参画に関する市民意識調査（平成15年度：図表1-1・2・3 共通）

●事業の方向

1-1-1 社会的・文化的に形成された性別に敏感な意識の醸成

男女共同参画社会について、広く市民に啓発するために基礎講座を開催し、より深めるためにテーマ別講座を開催し、社会的・文化的に形成された性別に敏感な意識の醸成を図ります。

事業	内容	担当課	事業の方向性
男女共同参画の基礎講座の実施 (再掲:1-2-2 生涯学習における男女共同参画学習の充実)(再掲:4-2-1 力をもった存在になることに向けての学習機会の拡充)	市民に広く啓発するため、初学者向けの男女共同参画社会についての講座を開催します。	市民活動課	新規
テーマ別講座等の実施 (再掲:1-2-2 生涯学習における男女共同参画学習の充実)(再掲:4-2-1 力をもった存在になることに向けての学習機会の拡充)	より深く学びたい市民や特定の分野に関心のある市民を対象に、専門知識を有する講師によるテーマ別講座・連続講座等を開催します。	市民活動課	新規

●事業の方向

1-1-2 男女共同参画に関する啓発と情報の提供

男女共同参画社会を啓発するために、広報、情報誌、ホームページ、書籍、講演会など、様々な手段により、市民に情報を提供します。

事業	内容	担当課	事業の方向性
広報、ビデオ、情報誌、ホームページなどによる提供	男女共同参画に関する啓発について、広報、ビデオ、情報誌、ホームページ等あらゆるメディアを活用して提供します。	市民活動課	拡充
関連書籍の充実、貸し出し	男女共同参画に関する資料(一般書、児童書、AV資料)の収集を図り、貸し出し資料として情報を提供します。	図書館	拡充
講座・大会等の情報収集・提供	本市や近郊の地域で行われる男女共同参画に関する講座や大会等の情報を収集し、広報や情報コーナー等で提供します。	市民活動課	継続
国際的・全国的な動向に関する情報収集・提供	国際的・全国的な動向やデータ等の情報を収集し、ホームページや情報コーナー等で提供します。	市民活動課	拡充
男女共同参画週間・月間の周知	国の男女共同参画週間、愛知県の男女共同参画月間等に合わせて啓発等を行い、男女共同参画の機運を高めます。	市民活動課	拡充

◆現状と課題

教育・学習は、子どもたちのみならず大人にとっても、考え方や価値観の形成に大きな影響力を持っています。教育・学習の場における男女平等は、男女共同参画社会の実現にあたっての根幹をなすもので、特に、子どもへの学校教育が与える影響は大きいといえましょう。

日本国憲法（第14条）や教育基本法（第3条、第5条）により、人間は性別によって差別されないことが保障されており、これらを受け、教育の分野では、男女平等の推進が図られてきました。

「尾張旭市男女共同参画に関する市民意識調査」によると、学校教育においては約77.0%の市民が平等と考えています。このことから、学校教育においては男女平等がある程度進んでいることがうかがえます。さらに、意識調査からは、学校で男女平等教育を進めるには、「社会学習（多様な生き方があることを学ぶ）」、「家庭学習（男女ともに、家事・育児・介護の実技を学ぶ）」、「保健学習（男女の心と体の大切さを考える）」、「道徳学習（「男らしさ、女らしさ」の問題を考える）」などの充実が求められています。

現在、本市では、男女混合名簿が導入されたり、男女混合の並び方を実施したり、また教職員への研修など、男女共同参画に向けた取り組みが多数の学校で進められています。

しかし、学校教育において社会的・文化的に形成された性別に関する教育は始まったばかりで十分位置づけられているとはいえません。また、教科書に描かれる男女の生き方の偏りや、性別により進路選択に一定の枠をはめて子どもの将来の可能性を狭めているなど、性差別や性別役割分担意識を再生産する「隠れたカリキュラム^{*}」の問題も指摘されています。授業だけでなく、学級活動や生徒会活動、行事、部活動も含め、教育の場を男女平等の視点に立って見直し、実質的な男女共同参画を一層推進する必要があります。

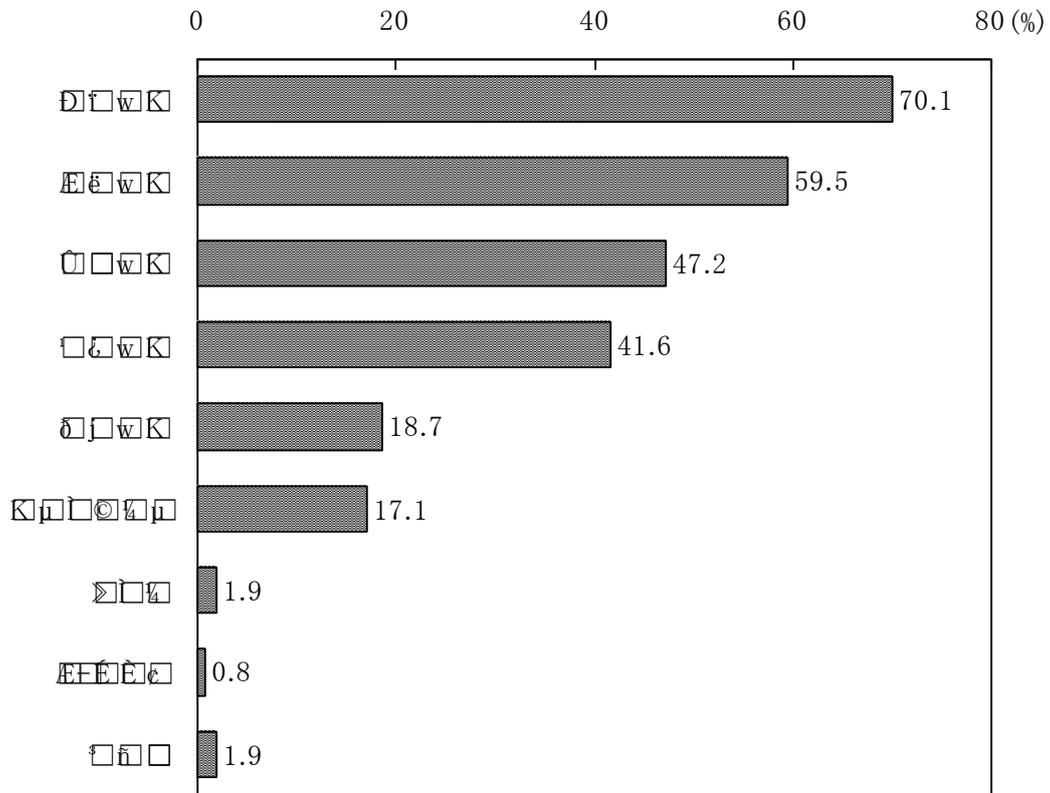
そのためには、本市においても、教職員自身が男女共同参画について理解を深めるとともに、保護者・地域住民と協力して男女平等意識の確立に取り組むことが望まれます。

また、男女平等の学習は、学校ばかりでなく、家庭、保育園・幼稚園、地域、職場等あらゆる分野にわたるため、子どもから高齢者まで様々な年代に応じた学習機会の提供と充実を図ることが必要です。

※ 隠れたカリキュラム

学校教育では一般的に男女平等が実現されていると言われるが、教師の言動や教材、学校での生活環境や規則などの中に社会的・文化的に形成された性差にかかわる偏りが潜み、子どもの価値観や行動に影響を与えている。

図表1-4 学校で男女平等教育を進める上で重要なこと



- 社会学習 (多様な生き方があることを学ぶ)
- 家庭学習 (男女ともに、家事・育児・介護の実技を学ぶ)
- 保健学習 (男女の心と体の大切さを考える)
- 道徳学習 (「男らしさ、女らしさ」の問題を考える)
- 歴史学習 (男女平等や女性の人権を学ぶ)
- 習慣の見直し (性別による色分け・グループ分け・並び方など)

資料：尾張旭市男女共同参画に関する市民意識調査 (平成 15 年度)

教育基本法 (抜粋)

第3条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

第5条 男女は、互いに敬重し、協力し合わなければならないものであって、教育上男女の共学は、認められなければならない。

●事業の方向

1-2-1 学校教育・保育等における男女平等の推進

学校・保育園・幼稚園で、子どもが性別にとらわれず多様な生き方を学んだり、考えたりする機会を充実し、一人ひとりの個性を尊重し、それを伸ばす教育・保育を保護者の理解を得ながら進めます。

事業	内容	担当課	事業の方向性
教職員・保育士等向けの研修	教職員や保育士等に、社会的・文化的に形成された性別や男女平等について気付き、男女共同参画の理解を深め、学校等の現状を点検する研修を行います。	学校教育課 こども課	新規
教員による研究の推進	男女平等の意識、人権の尊重への理解を深めていくための方策や、隠れたカリキュラムの点検と改善策を検討します。	学校教育課	新規
学校・保育施設等における慣行・教材等の確認	教材、遊具、施設、呼称、進路指導、行事等で、不必要な性別による分類等がないか確認し、人が人として育つ環境を整えていきます。	学校教育課 こども課	拡充
男女混合名簿の活用	男女別にすることによる男子が先で、女子が後という性別で区別することをなくし、男女平等の意識を促すために、男女混合名簿の適切な活用を図ります。	学校教育課 こども課	拡充
保護者への働きかけ	家庭・学校での男女平等の意識の醸成への協力、理解を深めていくための啓発活動を、PTA・父母の会・各種行事などを通じて働きかけます。	学校教育課 こども課	新規

●事業の方向

1-2-2 生涯学習における男女共同参画学習の充実

男女共同参画講座、出前講座など学習する機会を提供するとともに、様々な生涯学習講座において男女共同参画に配慮して運営を行います。

事業	内容	担当課	事業の方向性
男女共同参画の基礎講座の実施 <small>(再掲:1-1-1 社会的・文化的に形成された性別に敏感な意識の醸成)(再掲:4-2-1 力をもった存在になることに向けての学習機会の拡充)</small>	市民に広く啓発するため、初学者向けの男女共同参画社会についての講座を開催します。	市民活動課	新規
テーマ別講座等の実施 <small>(再掲:1-1-1 社会的・文化的に形成された性別に敏感な意識の醸成)(再掲:4-2-1 力をもった存在になることに向けての学習機会の拡充)</small>	より深く学びたい市民や特定の分野に関心のある市民を対象に、専門知識を有する講師によるテーマ別講座・連続講座等を開催します。	市民活動課	新規
市民向け出前講座の実施	職員出前講座で男女共同参画に関する啓発・情報提供を行います。	市民活動課	継続
各種講座・セミナーにおける男女共同参画の配慮	各種講座等の運営にあたり、男女が出席しやすい日時に講座を設定したり、受講生に対して、男女の差別なく、講座での役割分担、配席、受講者名簿の順番等の取扱いに留意するなど、社会的・文化的に形成された性別に敏感な視点を持って運営します。	各講座担当課	継続

目標1-3 男女共同参画を阻害する慣行の見直し

◆現状と課題

男性を優先とする「家制度」や地域の慣行は根強く、また、「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担からは、収入を得る人（男性）を優位とする意識が生じ、さらに男女間の格差を広げています。

年金制度や税制など社会制度の面においても、男性を中心とする世帯単位の考え方を持つ仕組みが今もなお存在しています。

市民の暮らしにおいても、子育てや地域社会における労働を女性の役割とする性別役割分担に基づいた地域のしきたりや、PTA会長は男性で副会長は母親代表とするなどの慣行は多く存在しています。

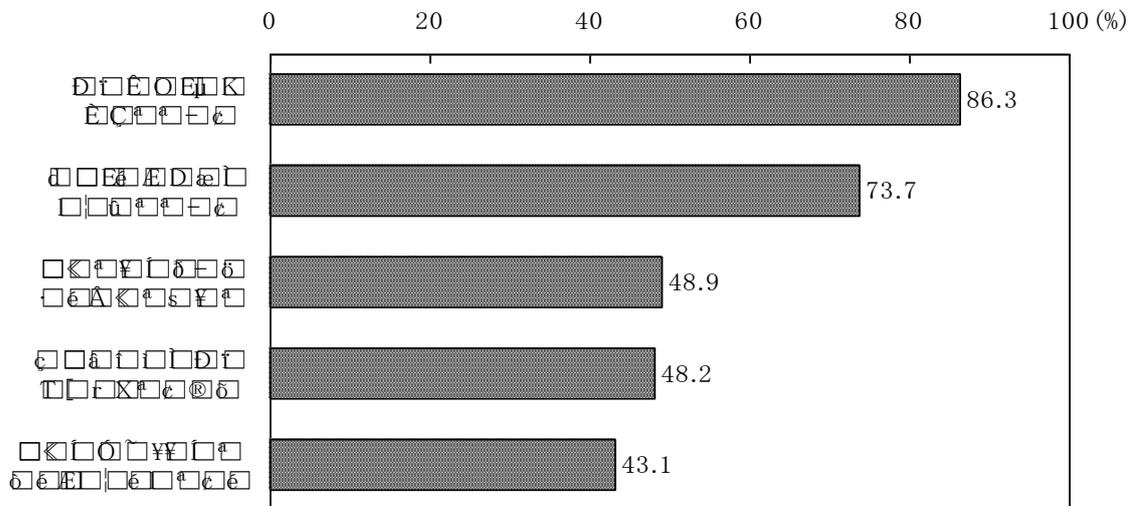
こうした社会制度や慣行については、あまり議論されずに見過ごされていることが多くあります。

「尾張旭市男女共同参画に関する市民意識調査」では、社会全体で男性の方が優遇されている原因として、「社会通念・慣習などが根強いこと（86.3%）」が最も多くの回答を集めています。

このため、従来の社会制度、慣行、諸行事について、男女共同参画の視点で常に点検していくことが必要です。また、家庭や職場などでも普段当たり前とされていた習慣を社会的・文化的に形成された性別に敏感な視点から見つめ直すことが重要です。

本市では、そのような市民による見直しを支援するとともに、行政における慣行の見直しに率先して取り組み、あらゆる事業において男女共同参画の視点を取り入れ、展開する必要があります。そして、新たに認識された課題については、その克服を促すための啓発が求められます。

図表1-5 男性が優遇されている原因（上位5項目）



資料：尾張旭市男女共同参画に関する市民意識調査（平成15年度）

●事業の方向

1-3-1 家庭・地域・職場等における制度、慣行の見直しと啓発

家庭・地域・職場等における慣行等の自主的な見直しを支援するために、社会的・文化的に形成された性別のチェック等の方法等を紹介します。

事業	内容	担当課	事業の方向性
家庭・地域・職場における見直し方の紹介	広報、情報コーナー、ホームページにおいて、家庭・地域・職場など様々な場面での社会的・文化的に形成された性別のチェック等の方法等を紹介します。	市民活動課	拡充

●事業の方向

1-3-2 行政内部の慣行の見直し

社会的・文化的に形成された性別に敏感な視点から、職場・刊行物・施設・諸手続きなどの慣行を見直し、行政が率先して、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めます。

事業	内容	担当課	事業の方向性
広報紙など行政情報誌・報告書の点検、見直し	市広報紙、各種PR冊子等の印刷物、市ホームページの電子媒体において、内容やデザイン等を社会的・文化的に形成された性別や男女共同参画の視点で点検します。	市民活動課 情報課	拡充
例規の制定・改廃時の点検	例規審査委員会において、例規の制定および改廃の審査を行う際に、男女共同参画を阻害する規定がないかを点検します。	行政課	継続
容姿・性別等に価値をおく施策等の防止	ミス・コンテストなど容姿・年齢・性別に価値をおいた施策・イベントを、本市が実施しないようにするとともに、市民や企業にその防止を働きかけします。	市民活動課	新規
性同一性障害者への対応	性同一性障害の方に配慮するため、市が使用する申請書・証明書等の性別記載欄の必要性を検討し、例規の見直しや、記載欄の削除に取り組みます。	行政課	継続

ユニバーサルデザイン※の導入	すべての人が利用しやすいように、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、公共空間でデザイン・表示の配慮、多機能トイレの設置、授乳やオムツ替えの場所・設備の確保、段差の解消等に取り組みます。	公共施設の 担当課	継続
旧姓使用の検討	職員の希望により旧姓使用を認めることについて検討します。	人事課	新規

※ ユニバーサルデザイン

空間づくりや商品のデザインなどに関し、だれもが利用しやすいデザインを初めから取り入れて考えること。

◆現状と課題

男女共同参画社会を実現するには、家庭のなかで、男性も女性も対等なパートナーとして互いに尊重し、協力し合うことが重要です。

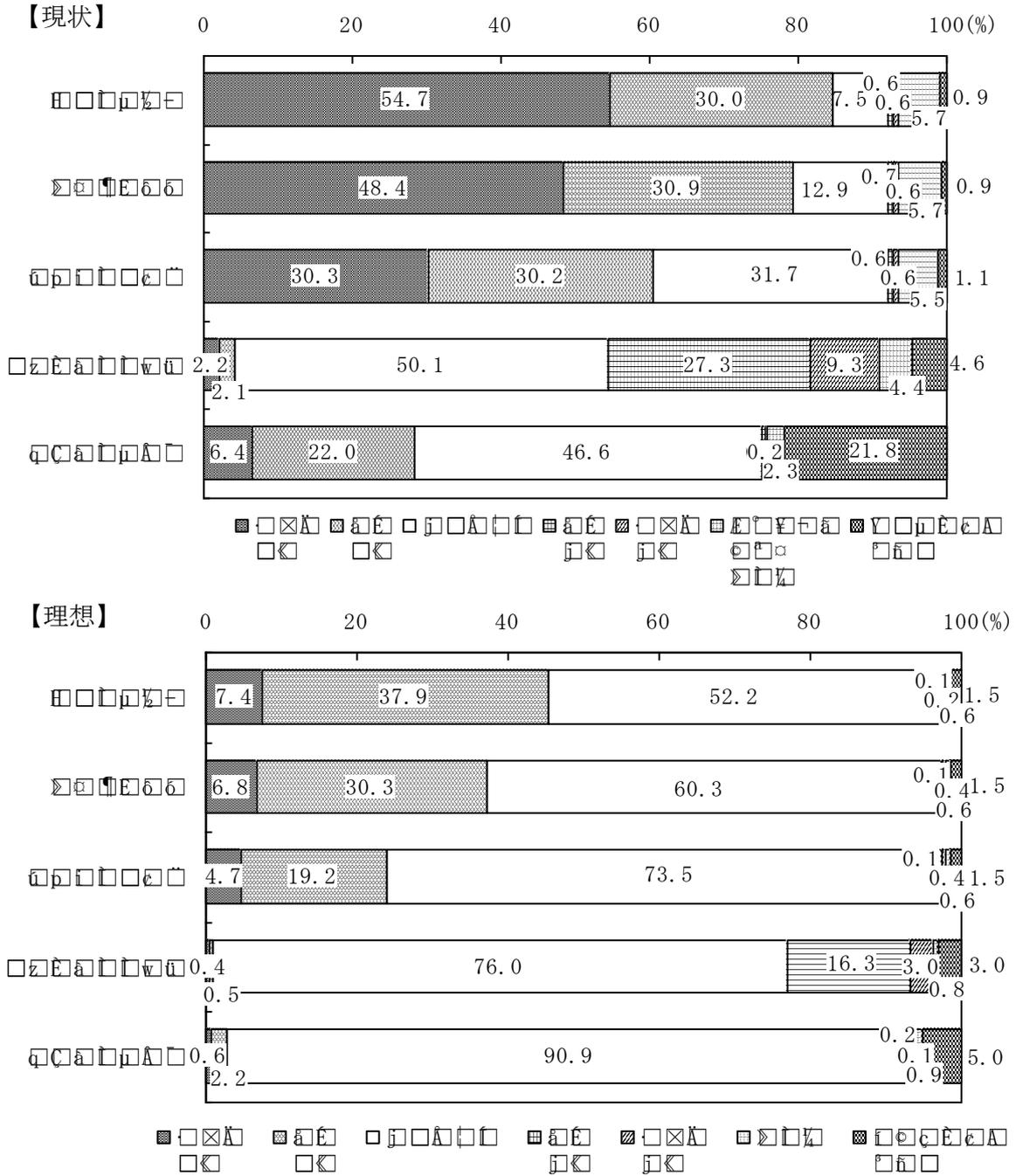
しかし、「尾張旭市男女共同参画に関する市民意識調査」から、家事分担の理想と現状を比較すると、理想では「男女で協力」が過半数を占めるにもかかわらず、現状は、食事のしたく、そうじ・洗濯などは「すべて女性」「主に女性」が大半を占めており、女性が日常的な家事を主に担っている現実があります。反面、高額なものの購入では、「すべて男性」「主に男性」(36.6%)が「すべて女性」「主に女性」(4.3%)を大幅に上回るなど、重要な意思決定では男性の影響力が強い家庭が少なくないことがうかがえます。

核家族化や少子高齢化が進むなど、家族のあり方が大きく変化するなかで、家事・育児・介護が一人の女性に集中する傾向にあり、働く既婚女性においては、仕事と家庭それぞれが過重な負担となっている状況があります。さらに、家事・育児・介護などの家庭責任の大部分を女性が担うことが、男性の生活上の自立や、女性自身の社会参画を妨げるといった状況を引き起こしています。

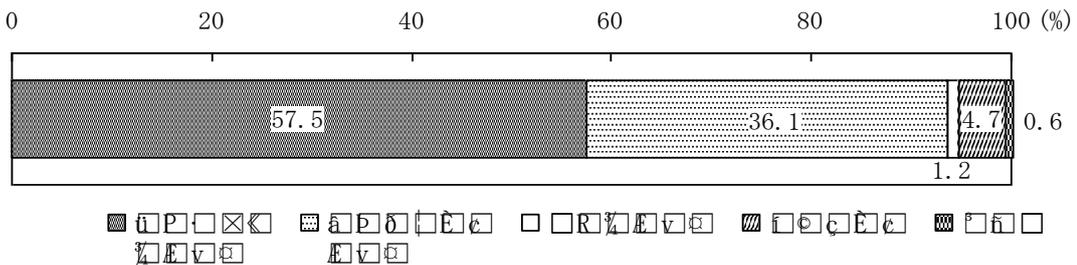
家庭責任は男女がともに担っていくべきものであり、日常の家庭生活の中で男女共同参画を実践することが望まれ、そのためには、男性も女性も従来の固定的な性別役割分担意識から脱却することや、家庭より職場を優先させる社会通念の上に成り立ってきた職場慣行を改めることが求められます。市民意識調査では、「仕事・企業優先の考え方が根強いこと(73.7%)」の問題を多くの市民が指摘しています(25頁、図表1-5参照)。また、家庭においては、男の子も女の子も小さい頃から同じように家事を手伝い、夫婦で家事等の分担について十分話し合うなど、一人ひとりの努力が望まれます。

本市においては、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、女性・男性双方に啓発や必要な能力を養う機会を提供するなど、家事・育児・介護への男女共同参画の促進が必要です。

図表2-1 家事等の分担



図表2-2 高齢者や障害者の介助・介護が、家庭内の女性の役割となりがちなこと



資料：尾張旭市男女共同参画に関する市民意識調査（平成15年度：図表2-1・2共通）

●事業の方向

2-1-1 家事・育児・介護への男女共同参画の促進

固定的な性別役割分担にとらわれず、男女ともに家庭について責任を持ち、話し合いにより家事・育児・介護を協力しながら担うことの重要性を啓発します。

男性が家庭生活の能力を高めるため、料理や子育てに関する男性向け講座の開催や、通常の講座において男性が参加しやすい内容にするなど、男性の参加を呼びかけます。

事業	内容	担当課	事業の方向性
男女の児童・生徒が小さな子どもとふれあう機会の充実	保育園等における中学生の体験学習や、児童館における小中学生ボランティアなど、性別にかかわらず児童・生徒が小さな子どもと交流する機会を設けます。	学校教育課 こども課	拡充
介護事業における配慮	介護の各種事業の際に、介護は女性がするものなど固定的な性別による役割分担意識にとらわれず、男女が協力して介護をすることに配慮します。また、各種介護講座に男性の参加を働きかけます。	長寿課	継続
相談員への男女共同参画の視点の周知	男女共同参画の考え方を踏まえて相談を実施できるように、人権こまりごと、心配ごと、児童、子育て、栄養、労働など、市民相談にかかわる相談員に、情報提供を行います。	相談事業担当課	新規
男性向け家事講座の開催	男性の家事参加の手助けとなる、料理・洗濯・掃除など男性向けの家事講座を開催します。	健康課 産業課 生涯学習課	継続
保健事業における男性の子育て参加の推進	パパママ教室の父親の参加日、乳幼児健康診察時の健康教育等で、父母が協力して育児をすることを推奨します。また、父母ともに母子健康手帳の内容を理解することを啓発します。	健康課	拡充

●事業の方向

2-1-2 男女平等の家庭教育の推進

家事・育児・介護など家庭における固定的な性別役割分担意識についての各種の啓発を通じて、男女平等の家庭教育を推進します。

事業	内容	担当課	事業の方向性
子育て支援講座における男女共同参画の啓発	家庭内における固定的な性別役割分担意識を解消するために、保護者向けの子育て講座、育児グループ支援等で、男女が協力して子育てをすることの重要性を啓発します。	こども課	拡充
家庭教育事業における男性の子育て参加の推進	子育て・親子のふれあいなど家庭教育に関する講座等に、多くの男性が参加できるように、積極的な呼びかけや、開催日時・募集方法を工夫します。	こども課 生涯学習課	拡充

目標2-2 地域社会における男女共同参画の推進

◆現状と課題

地域社会は、子どもの育成、安全、福祉等をはじめ様々な問題を解決する場として大きな役割を果たしており、市民が住みよいまちづくりを進めるためには、男女がともに積極的に地域活動へ参画することが重要です。また、阪神・淡路大震災以来、近所づきあいなど地縁の重要性が再認識され、互いに助け合える地域社会をつくることが重要であるとの認識が高まっています。

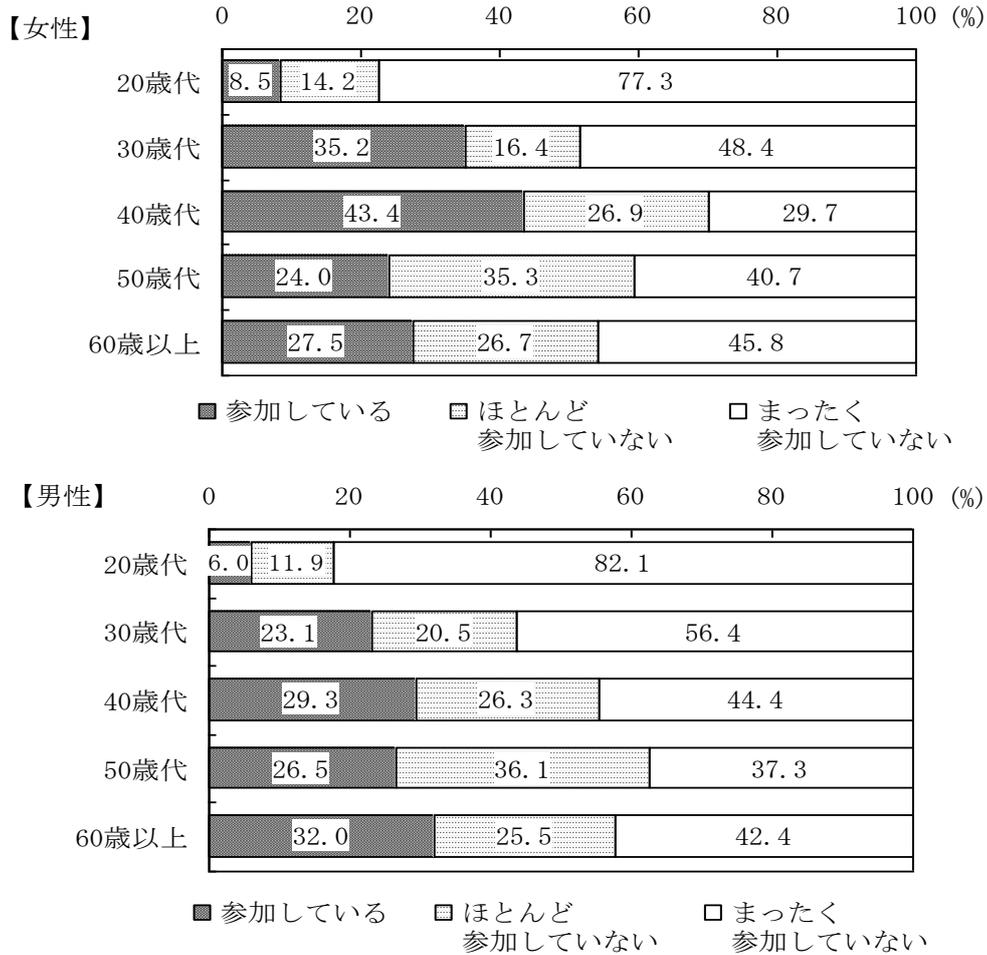
平成14年度に本市が実施した「まちづくりアンケート」では、自治会・子ども会・婦人会等の地域活動に参加している人は、全体の26.2%にとどまっています。性別で見ると、30歳代、40歳代で男女差がみられ、働く男性の参加が少ない傾向がうかがえます。しかし、「尾張旭市男女共同参画に関する市民意識調査」では、回答者の80.2%が地域活動に男女が協力して参加する必要性を感じています。

地域活動や社会活動において男女共同参画の視点からの問題として、「男性の参加意欲が低いこと」(58.1%)、「公民館等で男性が参加できない時間を設定」(47.8%)、「名前の記入欄は男性、実務は女性であること」(41.0%)があげられ、根強い性別役割分担が見受けられます。

今後、本市では、男女が共に地域社会に参画するため、地域の古い慣習の見直しを働きかけます。また、仕事を持っていても、地域活動・社会活動に参加しやすい条件整備を図るとともに、男女の負担と意思決定のバランスのとれた魅力ある地域活動に向けた働きかけを行います。特に、計画期間中には、地域と比較的疎遠である男性の定年退職者の大幅な増加が見込まれるため、活躍の機会や情報提供が必要です。

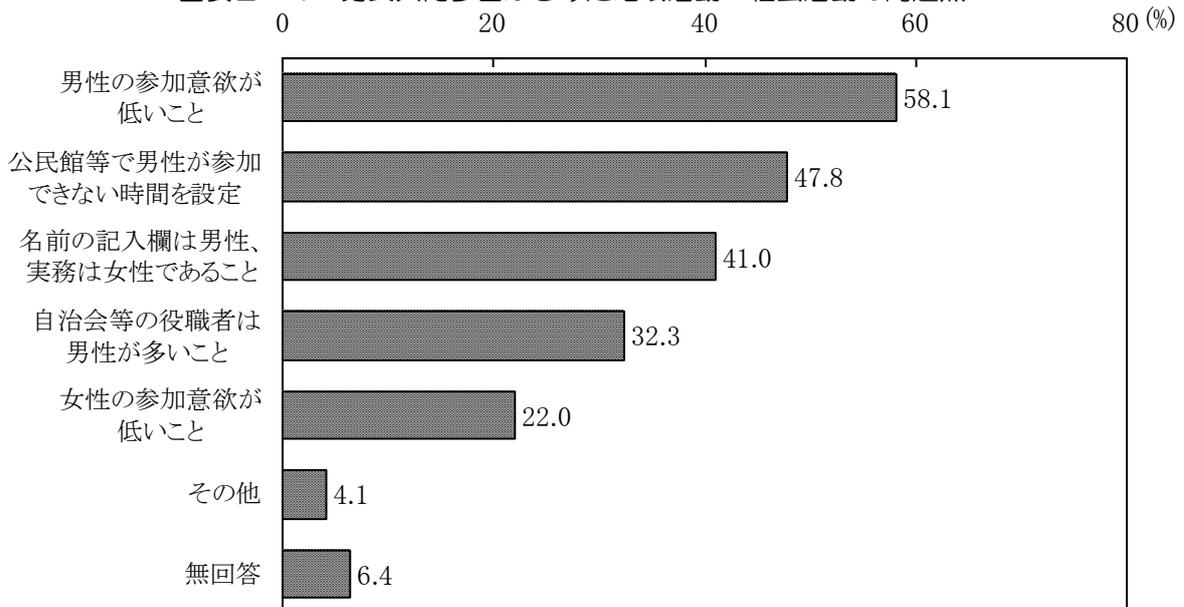
地域には、様々な人々、多様な家族が暮らしています。ひとり親家庭、在住外国人など様々な市民への自立支援が求められます。

図表2-3 自治会・子ども会・婦人会・シニアクラブなど地域活動への参加者



資料：尾張旭市まちづくりアンケート（平成14年度）

図表2-4 男女共同参画からみた地域活動・社会活動の問題点



資料：尾張旭市男女共同参画に関する市民意識調査（平成15年度）

●事業の方向

2-2-1 男女が地域活動・行事に参加しやすくなるための条件整備

地域活動における「肩書きは男性、実務は女性」というあり方などの見直しを働きかけ、意欲や能力のある男女が活躍できる環境づくりに取り組みます。また、フルタイム労働者、新たな転入者、定年退職者など様々な市民が、地域社会に一層参加できるように働きかけます。

事業	内容	担当課	事業の方向性
市民団体への啓発	様々な市民団体に向けて、市民団体が開催する活動や行事が男女平等への配慮がなされ、男女がともに参加しやすいように時間・場所を工夫されるように働きかけます。	市民活動課	新規
自治会等への啓発	自治会等の活動や行事について、男女平等への配慮がなされ、男女がともに参加しやすいように工夫されるように働きかけます。	市民活動課	新規
大会や競技会等における固定的な男女の役割分担の見直し	大会や競技会等の準備段階から、固定的な男女の役割分担による業務の役割を区別しないなど、地域活動における男女共同参画の推進を図ります。	市民活動課 文化スポーツ課	新規
託児ボランティア団体の育成	子育て中の母親が、地域活動や生涯学習が行いやすいように、託児ボランティアの育成を図ります。	生涯学習課	継続
ファミリー・サポート・センター※の充実	保護者が地域活動や行事に参加する際に、援助会員が子どもを預かることができるファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。	こども課	拡充
定年退職者向け地域活動の紹介	地域活動の情報を収集し、定年退職者等に紹介することにより、地域活動・行事に参加しやすい環境をつくり、地域活動の活性化を図ります。	長寿課 市民活動課	拡充

※ ファミリー・サポート・センター

急な残業や子どもの病気などの変動的、突発的な保育需要などの際に、援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となって、地域において育児に関する相互援助活動を行う会員制の組織。

●事業の方向

2-2-2 ひとり親家庭、在住外国人女性などへの支援

ひとり親家庭、在住外国人女性などに、きめ細かく自立の支援をしたり、相談に対応したりします。

事業	内容	担当課	事業の方向性
ひとり親家庭の自立支援	母子家庭・父子家庭に対して、手当での支給を行うとともに、県の就労相談員による相談や、子育て支援サービスを提供するなど自立を支援します。	こども課	継続
在住外国人女性への相談体制づくり	外国人女性の相談について、県の女性相談センターやあいち国際プラザと連携し、相談に応じます。	こども課 健康都市推進室	継続

●事業の方向

2-2-3 尾張旭市地域福祉計画の策定・推進

すべての地域住民は平等との考え方にに基づき、福祉活動を通じてみんなで地域を支え、活性化することを目指した尾張旭市地域福祉計画を策定及び推進します。

事業	内容	担当課	事業の方向性
尾張旭市地域福祉計画の策定・推進	すべての地域住民は平等との考え方にに基づき、住民参加、共に生きる社会づくり、男女共同参画、福祉文化の創造を目指した尾張旭市地域福祉計画を策定し、その推進を図ります。	福祉課	新規

目標3-1 女性の就労機会の拡大

◆現状と課題

男女がともに自立した個人として生きるためには、就労を通して自らの個性と能力を十分発揮することが重要です。

就労を通じて自己の能力を高め、社会とのかかわりを持ち、適正な報酬を得るなど、経済的・精神的にも自立を求める女性が多く、女性の職場進出が進んできています。この動きの中、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」の改正など、男女平等や家庭と職場の両立支援に関する法制度が整備されてきています。

しかし、厳しい経済情勢により女性の就職が特に困難な状況にあり、就業している人も性別により職種や職務分担が偏っていたり、実質的に重要な仕事は男性に任されるなど、様々な課題が見受けられます。

また、自営業や家内労働における女性は、実質的には多くの仕事を担いながらもその役割を正しく評価されない場合が多く見受けられます。

出産・育児期に退職し、子育て後に再就職を選択する女性が多くなっています。出産前は正職員であっても、再就職の際にはパートタイム労働となることが多く、短時間就労や多様な就労形態が可能である反面、様々な格差の問題を有しています。

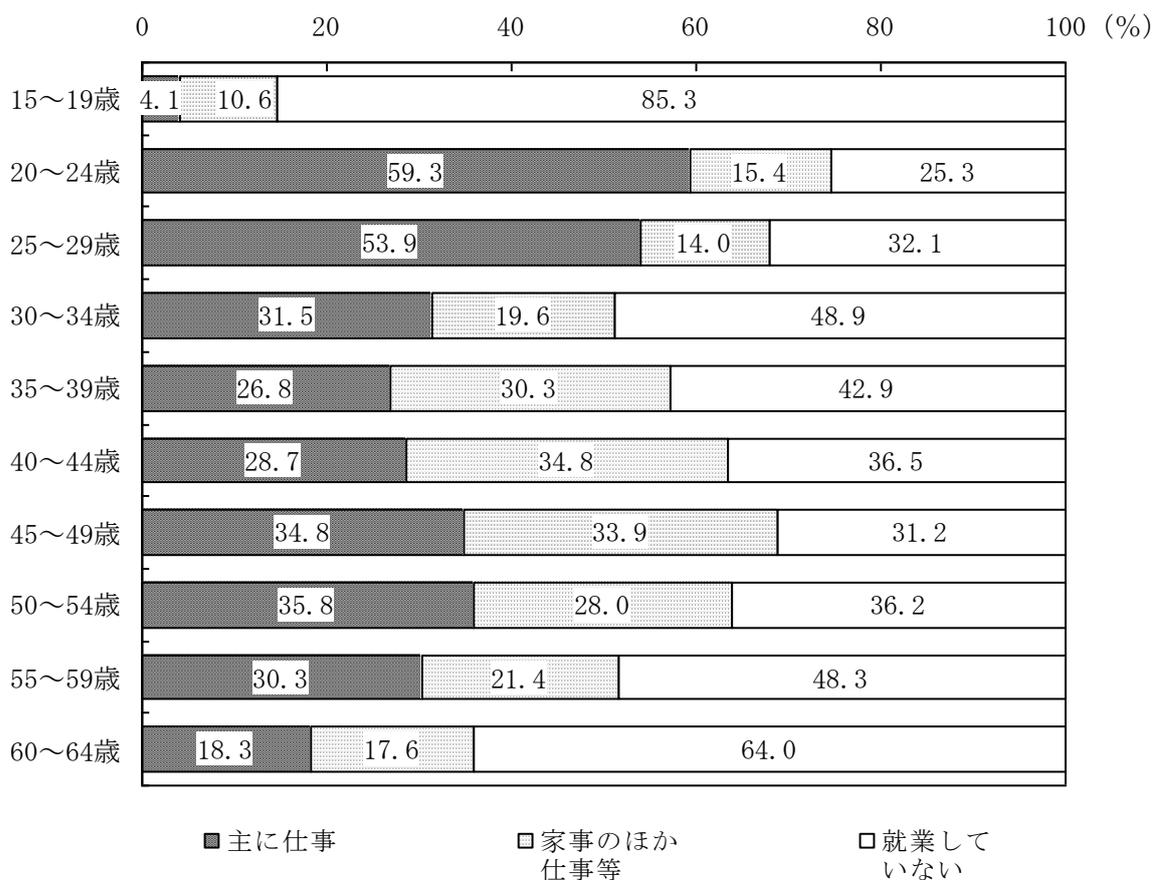
本市では、人々が価値観や生活様式に応じ、自ら主体的に選択し、個性や能力を発揮しながら安心して働くことができるように、再就職支援、情報提供、職業能力を向上する学習機会の提供など、女性の多様な就労に対応した条件整備が望まれます。

また、経済的な活動を通じた社会貢献活動であるNPO※(民間非営利組織)をはじめ、新たな就労のあり方とその基盤整備について研究や情報収集が必要です。

※ NPO

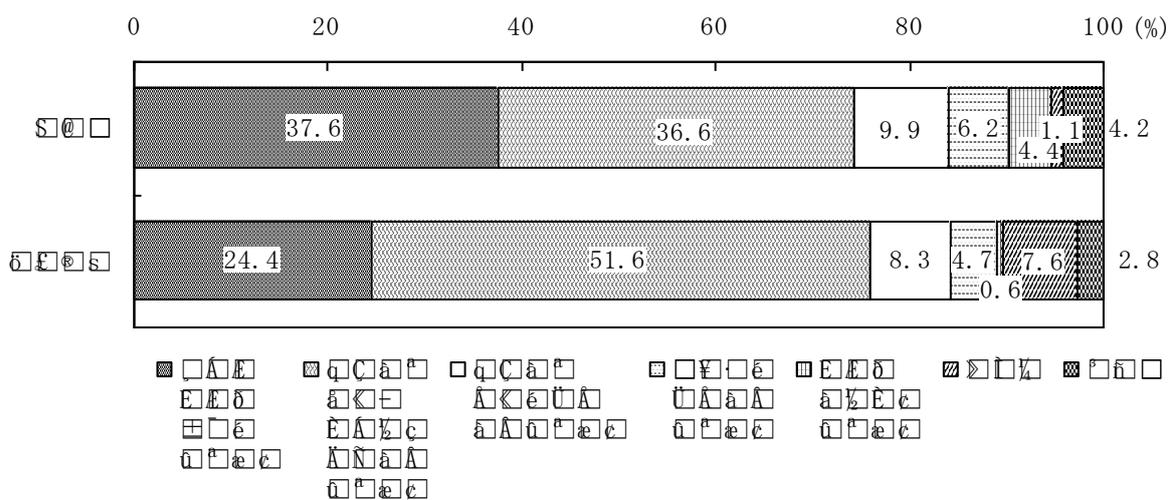
‘Non-Profit Organization’の略で、わが国では「民間非営利組織(団体)」と呼ばれている。本プランでは、特定非営利活動促進法上の法人に限らず組織的、継続的、自発的に公益活動をする市民団体・ボランティア団体を含めている。

図表3-1 女性の就労状況



資料：総務省「国勢調査」(平成12年)

図表3-2 女性が職業を持つことへの考え方



資料：尾張旭市男女共同参画に関する市民意識調査(平成15年度)

●事業の方向

3-1-1 女性の職業能力開発の支援

女性自身が職業能力を高めるために、各種研修の情報提供を図ります。

事業	内容	担当課	事業の方向性
職業能力向上を図る各種研修の情報提供 <small>(再掲:4-2-1 カをもった存在になることに向けての学習機会の拡充)</small>	女性の働く意欲を促進させ、その能力を十分に発揮できるよう、関係機関と連携し、必要な情報提供に取り組みます。	産業課	継続

●事業の方向

3-1-2 多様な働き方の条件整備

事業主に対して、女性の職種・職域の拡大、フレックスタイム制・再雇用制度など多様な就業形態、パート派遣者の労働条件の向上を図るなど、多様な働き方が可能となる環境づくりを啓発します。

事業	内容	担当課	事業の方向性
事業主等に対する女性の職種・職域拡大の啓発	企業と就労者に対し、パンフレット等を通じて女性の職種・職域拡大の必要性を啓発します。	産業課	拡充
事業主等への多様な就業形態、女性活用事例、再雇用制度等の情報提供	女性が能力を発揮しやすい環境整備が図られるよう、多様な就業形態(フレックスタイム制、在宅勤務制等)や女性活用事例について情報提供を行うほか、子育て後に経験を生かせる職場に復帰できるよう、再雇用制度の普及啓発を図ります。	産業課	拡充
パート派遣労働等の法令周知	パートタイム労働者等の労働条件の向上を促進するため、パートタイム労働法等関連法規の広報・啓発活動を推進し、周知を図ります。	産業課	拡充

●事業の方向

3-1-3 女性の再就職や起業への支援

出産・育児によりいったん就労を中断し、育児が一段落したところで再び働くことを希望する女性が多いことを踏まえ、再就職活動のための情報提供や相談機関の紹介を行います。また、起業など新たな就労の場の創出に取り組む市民の支援をします。

事業	内容	担当課	事業の方向性
就業支援機関の情報提供・紹介	女性の就職・再就職活動を支援するため、21世紀職業財団など関係機関と連携を図り、情報の提供や相談先を紹介します。	産業課	拡充
起業支援情報の提供	ウィルあいちが行う女性の起業相談、国民生活金融公庫等が行う女性起業家への低利貸付制度(女性起業家資金)の周知など、起業支援情報の提供を行います。	産業課	拡充
社会活動を伴った就労に関する先進事例の情報提供	NPO(民間非営利組織)等における女性の就労に関する先進事例の情報を提供することにより、女性の再就職や起業の支援を図ります。	市民活動課	拡充

◆現状と課題

男女が、その個性と能力を発揮し、いきいきと豊かに暮らしていくためには、職業生活と家庭生活、その他の活動へのバランスのよい積極的参加と両立が求められます。

「尾張旭市男女共同参画に関する市民意識調査」によると、女性が仕事を続けやすい環境をつくるための問題点として、「子どもを安心して預ける環境が不十分」(61.6%)、「柔軟な勤務体制が普及していない」(47.8%)、「家庭や夫の理解や協力が無い」(43.4%)、「育児・介護休業制度等がとりづらい」(38.9%)など、行政、職場、家庭などで様々な課題がみられます。

家庭においては、夫がフルタイム・妻がパートタイムで働いている家庭はもとより、夫妻が共働きの家庭でも、食事のしたく、掃除、洗濯などの家事負担が女性に偏っている傾向がみられます。育児や介護等の家庭責任は女性が担うものという社会通念を残したまま、女性の社会進出が進んだことにより、「男性は仕事、女性は仕事も家庭も」という新たな性別の役割分担を生み出しています。

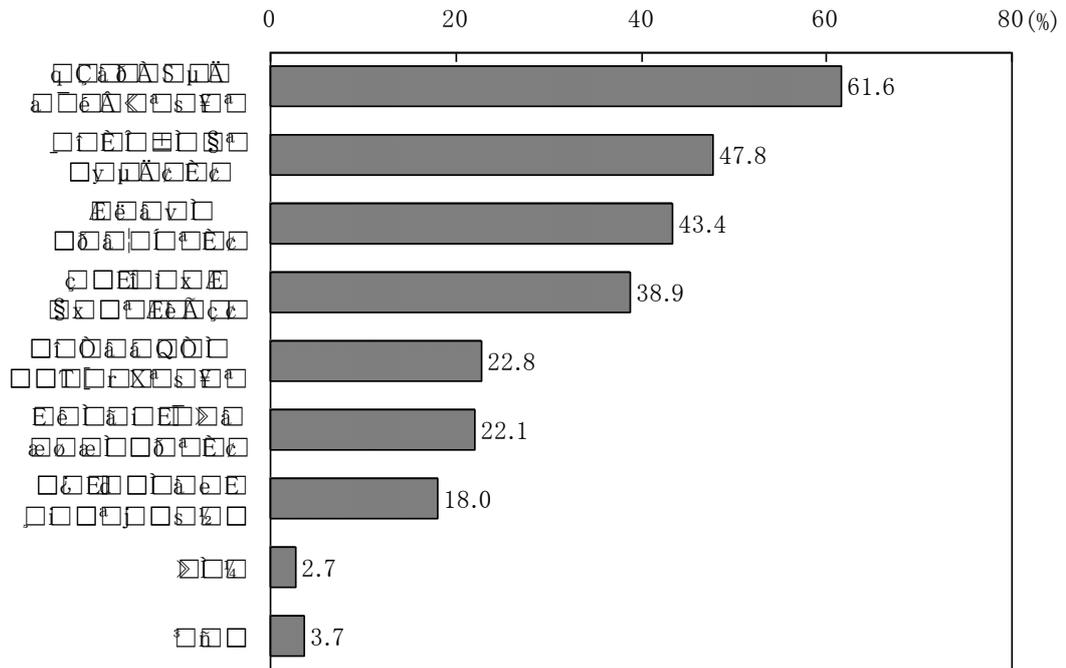
育児や介護については、行政サービスや地域・近所の手助けがなければ、どうしても家庭の女性に過度な負担がかかりがちで、就労との両立は難しくなってしまいます。

特に、出産・育児のために就労したくても就労できない女性が多くなっており、その両立に向けて、保護者が子どもと過ごす時間の量と質を柔軟に確保できること、そして子どもの育ちを家庭や地域・社会全体で支えていくことが必要です。

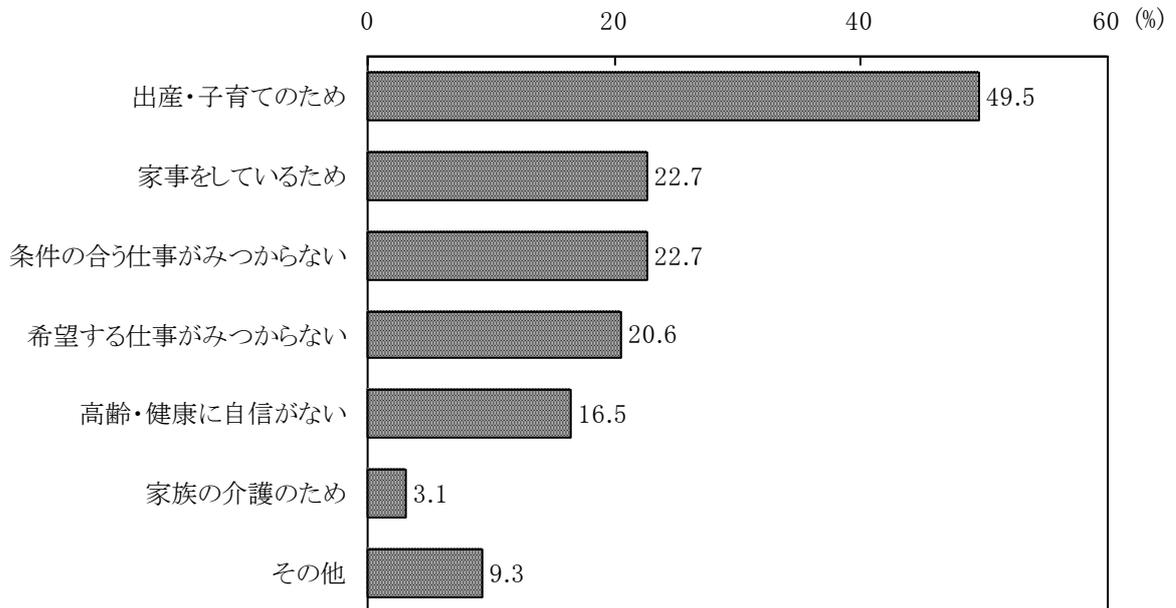
本市では、職業生活と家庭生活のバランスがとれた男女が働きやすい職場をつくるため、行政や地域においては、市民の多様なニーズに対応したきめ細かな子育て支援や介護支援の充実が求められます。

また、企業に、職場における男女平等の啓発、次世代育成を契機とした長時間労働に関する男女の働き方の見直し、育児・介護休業などの制度の周知と利用促進などの啓発が必要です。

図表3-3 女性が仕事を続けやすい環境をつくるための問題点



図表3-4 就労を希望する女性が就労していない理由



資料：尾張旭市男女共同参画に関する市民意識調査（平成15年度：図表3-3・4 共通）

●事業の方向

3-2-1 男女が安心して子育てできる環境整備

地域における子育て支援、親子の健康の確保、仕事と家庭の両立支援などを盛り込んだ、次世代育成支援対策尾張旭市地域行動計画を推進します。

事業	内容	担当課	事業の方向性
次世代育成支援対策尾張旭市地域行動計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民による子育て支援への理解と参加・協力を推進します。 ・子どもが健やかに生まれ育つよう、一貫したきめ細かな母子保健サービスの提供に努めていきます。 ・学校、家庭、地域がお互いに連携を進め、子どもがのびのびと育つ教育環境づくりをめざします。 ・子どもを安心・安全な環境で育てられるような生活環境の整備と交通安全や防犯に関する地域住民の活動を推進します。 ・男女ともに、仕事と家庭の両立ができるように、保育サービスの充実や社会環境の整備を推進します。 ・児童虐待やひとり親家庭、障害児の子育て等、より支援が必要な子どもや子育て家庭に対してきめ細やかな対応を進めます。 	こども課	新規

●事業の方向

3-2-2 介護・介助の社会化の促進

介護・介助が過度に女性の負担になりがちなことから、尾張旭市高齢者保健福祉計画や尾張旭市障害者計画に基づき、介護保険制度・支援費制度の啓発や民間事業者の適正な活動を促し、介護・介助の社会化を促進するとともに、高齢者や障害者の自立の支援等を図ります。

事業	内容	担当課	事業の方向性
尾張旭市高齢者保健福祉計画の推進	福祉の心づくり・高齢者にやさしいまちづくりの推進、生きがいづくりと社会参加の推進、介護予防・生活支援の推進、相談体制の充実、利用者中心のサービスの確保、介護保険制度の充実を図ります。	長寿課	継続
尾張旭市障害者計画の推進	障害のある人の生活を全般にわたって向上するよう支援し、障害者の自立を促すことにより、地域みんなと一緒に生活ができる社会を実現すること、誰もが安心して生活を維持しつづけられるよう、ユニバーサルデザインやノーマライゼーション※理念の普及・啓発をさらに進めます。	福祉課	継続

●事業の方向

3-2-3 仕事と家庭を両立できる勤務体制の促進

育児・介護休業制度の普及・啓発、多様な働き方が選べる条件整備、男女の働き方の見直しなど、仕事と家庭の両立を図る環境づくりを企業に働きかけるとともに、様々な制度について市民へ啓発・普及を図ります。

事業	内容	担当課	事業の方向性
ファミリー・フレンドリー企業※の普及・啓発	ファミリー・フレンドリー企業に関する情報を市広報等で提供し、企業への普及を促進します。	産業課	新規

※ ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会こそ普通の社会であるという考え方のこと。

※ ファミリー・フレンドリー企業

家庭にやさしいという意味で、労働者の家庭生活に配慮し、勤務形態に柔軟性をもたせた多様な働き方を認める企業。

次世代育成支援一般事業主行動計画の普及啓発	次世代育成支援一般事業主行動計画に関する情報を市広報等で提供し、企業への普及を促進します。	産業課	継続
育児・介護休業制度の定着の促進	男女がともに取得できる育児・介護休業制度について、企業への情報提供を強化し、実際に休暇が取得できる環境づくりを働きかけます。	産業課	拡充

●事業の方向

3-2-4 職場における男女平等についての啓発

あらゆる職場で、募集・採用から配置・昇進・研修・報酬等の男女差別をなくすため、性別で判断するのではなく能力や意欲に応じた適材適所の推進や、男女の職域の拡大などを働きかけます。

事業	内容	担当課	事業の方向性
男女雇用機会均等法の定着の促進	男女雇用機会均等法に対する社会一般の理解を深めるため、男女雇用機会均等月間(6月)にあわせた法令の周知や、関係機関が実施する講座・セミナーの情報について市広報等を通じて行います。	産業課	継続
農業・商工業等自営業における経営への男女共同参画の促進	男性と女性が対等なパートナーとして事業を営むことができるよう、関係機関(JA、商工会等)と連携協力し意識啓発に努めるほか、農商工業の女性組織の育成や交流活動を支援します。	産業課	拡充

◆現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、政治や行政、職場、学校、地域、家庭などあらゆる分野の政策・方針を決定する過程に、男性・女性双方が平等の立場で参画することが必要です。

我が国においては、国連ナイロビ将来戦略勧告で示された30%の数値目標や諸外国の状況を踏まえ、2020年までに、指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%とすることを目指しています。

現在、本市の政策・方針決定の場である附属機関等の委員への女性登用率は、愛知県内の市のなかでは高いものの平成16年4月1日現在では31.3%です。本市における女性管理職の登用率は、同時点で6.4%であり、これらの現状から、政策や方針決定の場において女性の参画が十分進んでいるとはいえない状況です。

また、「尾張旭市男女共同参画に関する市民意識調査」では、市政に女性の意見や考え方が反映されていない理由として、52.0%の人が「市議会や行政の場に女性が少ないこと」との回答がみられます。

さらに、企業や団体などにおいても、責任ある役職についている女性の割合はまだ低く、組織運営や意思決定に参画する女性は少数派です。

男女双方のそれぞれの立場からの様々な価値観や視点を意思決定に反映していくには、行政や企業、各種団体における政策・方針決定の場への女性の参画を拡大することが必要です。

本市においては、附属機関等委員の女性の登用率を高めるとともに、女性のいない附属機関等の解消、同一人物への過度な重複任命の防止などに取り組む必要があります。また、女性職員が十分活躍できるためにも、職域の拡大や管理職への登用を積極的に進める必要があります。

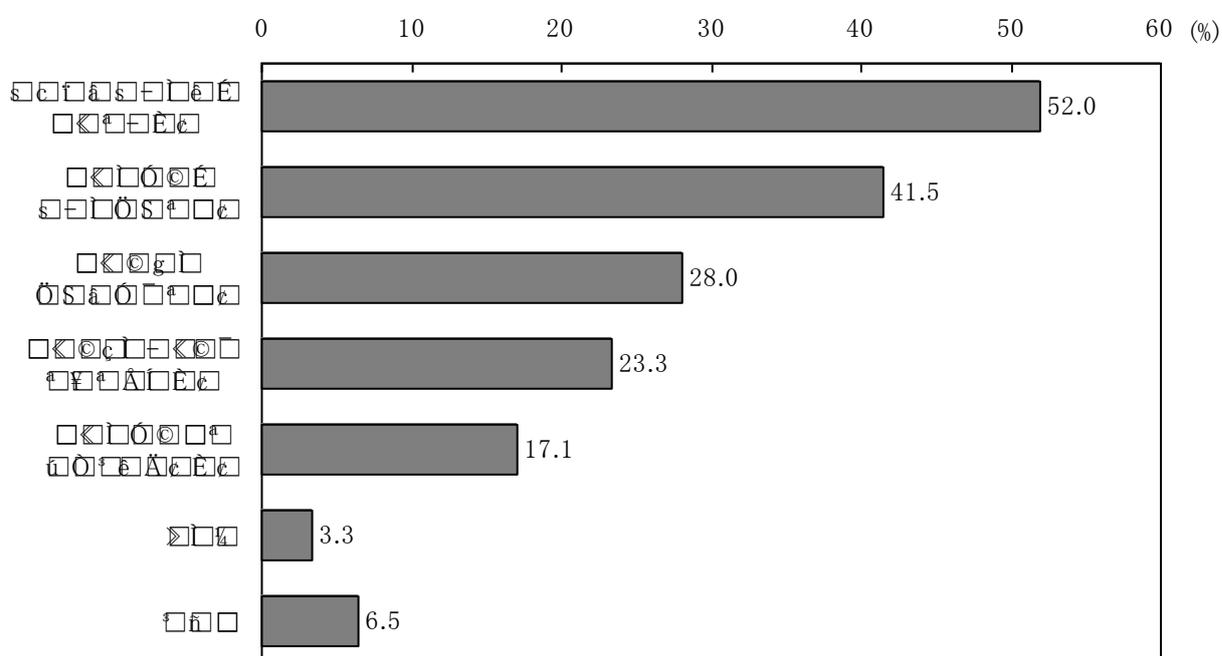
図表4-1 市行政の意思決定機関に関する女性登用率の動向

区分	平成14年	平成15年	平成16年
附属機関等	29.7%	27.6%	31.3%
一般行政職の管理職	4.3%	5.9%	6.4%

資料：尾張旭市

注：各年4月1日現在

図表4-2 女性の意見が反映されない理由



資料：尾張旭市男女共同参画に関する市民意識調査（平成15年度）

注：女性の意見が反映されていないとの回答者対象

●事業の方向

4-1-1 附属機関等への女性委員の登用推進

附属機関等の委員へ女性の積極的な登用を図るとともに、すべての附属機関等でどちらか一方の性に偏りが起きないようにします。また、同一人物の過度な重複任命の防止に留意します。

事業	内容	担当課	事業の方向性
附属機関等への女性委員の積極的な登用、どちらか一方の性に偏らない委員の登用	附属機関等委員の女性登用率を2013年度末までに35%を目標に設定し、その実現に取り組みます。同時に、すべての委員会ですどちらか一方の性に偏らないように努めます。	人事課 附属機関等 担当課	拡充

●事業の方向

4-1-2 企業や市民団体等における女性の参画促進と啓発

企業や、団体・PTA・地域団体など市民団体等に、女性の管理職・役員等への登用を働きかけ、女性の社会における意思決定の場への参画を促進します。

事業	内容	担当課	事業の方向性
企業・団体等に対する重要な役職への女性の登用の啓発	民間企業や団体等において、女性を管理職や代表者へ登用することにより、女性がより意思決定の場へ参画できるよう啓発に努めます。	産業課 市民活動課	新規
PTA等重要な役職への女性の登用の働きかけ	PTA役員や学校評議員において、性別にとられないよう、また、女性の登用を働きかけます。	生涯学習課 学校教育課	新規
自治会等での重要な役職への女性の登用の働きかけ	自治会など地域の団体に対して、役員選定の際、性別にとられないよう、また、女性の積極的な登用を働きかけます。	市民活動課	新規

●事業の方向

4-1-3 市における女性職員の管理職への登用推進

本市において、責任ある地位に男女が偏りなく就くことを目指し、女性の能力開発の支援を図りながら、女性の職員・教員の管理職等への登用を積極的に図ります。

事業	内容	担当課	区分
女性職員の管理職等への登用の推進	尾張旭市人材育成基本方針に従い、女性職員の能力開発を進めるとともに、管理監督者への積極的な登用に努めます。	人事課	拡充
女性教員の管理職への登用の働きかけ	女性教員の管理監督者への積極的な登用に努めます。	学校教育課	拡充

基本目標4「女性の意思決定の場への参画」

目標4-2 女性が力をもった存在になることへの支援

◆現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりの女性が能力を開発して、女性が男性とともにあらゆる社会活動へ積極的に参加し、自立した個人として社会的責任を分担できる力量と行動力を持つことが求められます。

2003年（平成15年）に国連開発計画（UNDP）が発表した「人間開発報告書」によると、我が国は健康や教育に関する指数（HDI、GDI）は国際的に上位に評価されているものの、女性の経済活動や政治への参加と意思決定への参加を示す指数（GEM）は70か国中44位にとどまっています。これは、女性の基本的な能力が開発されているにもかかわらず、その能力の発揮と社会への参画が十分でないことを示しています。

意思決定において、どちらか一方の性が圧倒的な数を占めているという状況は、あらゆる分野において、様々な視点の意見を生み出すことに限界を招いており、男女共同参画社会の実現を阻んでいます。

本市においては、女性が少ない附属機関等の委員選定基準をみると、各種団体の長や学識経験者、業務経験者などが求められ、その方面において適任な女性が非常に少ないため、選任することが困難であるという現状が見受けられます。

地域においては、女性は実質的に活動を担っていても、役職者など意思決定の過程には参画が少ないという状況がみられます。

女性が意思決定の場で力を十分発揮するためには、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となる必要があります。

そのために、本市では、女性が精神的に自立し、社会的な力をつける教育・学習機会の提供や、様々な分野で活躍する女性たちの主体的な活動に対して、ネットワークづくりや情報提供等の支援が求められます。

図表4-3 我が国の人間開発などに関する指標

区分	我が国の順位	測定国数	内容
人間開発指数（HDI）	9位	175か国	長寿を全うできる健康的な生活、教育、人間らしい生活水準の達成度の複合指数。
ジェンダー開発指数（GDI）	13位	144か国	HDIと同じ指標を用いて、女性と男性の達成度の不平等に着目した複合指数。
ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）	44位	70か国	女性が政治・経済活動に参加し、意思決定に参加できるかを表した複合指数。

資料：国連開発計画（UNDP）「人間開発白書（平成15年）」

●事業の方向

4-2-1 力をもった存在になることに向けての学習機会の拡充

一人ひとりの女性が能力を開発して、社会活動に積極的に参画し、自立した個人として社会的責任を分担できる力を付けるため、講座の開催・紹介、情報提供等に取り組みます。

事業	内容	担当課	事業の方向性
男女共同参画の基礎講座の実施 <small>(再掲:1-1-1 社会的・文化的に形成された性別に敏感な意識の醸成)(再掲:1-2-2 生涯学習における男女共同参画学習の充実)</small>	初学者向けの男女共同参画社会についての講座の中で、力をもった存在になることについての重要性を啓発します。	市民活動課	新規
テーマ別講座等の実施 <small>(再掲:1-1-1 社会的・文化的に形成された性別に敏感な意識の醸成)(再掲:1-2-2 生涯学習における男女共同参画学習の充実)</small>	力をもった存在になることについて、テーマ別講座や連続講座の中で取り上げて実施します。	市民活動課	新規
力をもった存在になることについての講座の情報提供	本市又は近郊で行われる市民活動リーダーの育成、職業能力の向上などの情報を提供します。	市民活動課	継続
職業能力向上を図る各種研修の情報提供 <small>(再掲:3-1-1 女性の職業能力開発の支援)</small>	女性の働く意欲を促進させ、その能力を十分に発揮できるよう、関係機関と連携し、必要な情報提供に取り組みます。	産業課	継続

●事業の方向

4-2-2 男女共同参画を推進する市民活動の育成と支援

市民による男女共同参画を推進する活動の育成とその支援を図ります。また、男女共同参画に取り組む市民団体間の連携を働きかけます。

事業	内容	担当課	事業の方向性
市民リーダーの育成	男女共同参画を推進する担い手となる市民リーダーを育成します。	市民活動課	継続
市民団体のネットワークづくりの支援	市内の男女共同参画に関する市民団体のネットワークづくりを支援します。	市民活動課	新規

◆現状と課題

女性に対する暴力とは、身体的、性的、心理的な暴力など、性別に基づく暴力行為を指し、ドメスティック・バイオレンス[※]やセクシュアル・ハラスメント[※]、性犯罪、売買春、ストーカー行為などが挙げられます。

とくに、ストーカーやドメスティック・バイオレンスの問題は、長い間、個人間や家庭内の問題として見過ごされてきました。しかし、こうした行為は女性の人間としての尊厳を損なう暴力であり、女性の人権を侵害する違法行為であるとして、平成12年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行されました。

法律施行後、愛知県女性相談センターへ寄せられたドメスティック・バイオレンスについての相談件数は平成13年度には906件、平成14年度は1,231件と、年々増加しています。

一方、「尾張旭市男女共同参画に関する市民意識調査」によると、異性からの暴力を受けた人の割合は「ちかん行為」、「セクシュアル・ハラスメント」、「夫（妻）や恋人など身近な人からの暴力」、「ストーカー行為」の4項目すべてで女性が男性を大きく上回っています。

女性に対する暴力の背景には、性別役割分担に基づく男性優位の意識や女性を性的な対象物として見る意識、経済力の格差などの問題があり、暴力の被害者である女性自身も、経済的・心理的な事情から逃げようとしても行き場がないという状況が指摘されています。

このような状況を改善し、女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、市民の一人ひとりが女性に対する暴力が人権侵害であることを十分理解することはもとより、その対策に社会全体で取り組むことが求められます。

また、人々の考えや社会通念の形成に多大な影響を及ぼすテレビや雑誌、インターネットなどのメディアに対しても、暴力や女性の「性」の商品化などを助長する表現について配慮することが望まれます。

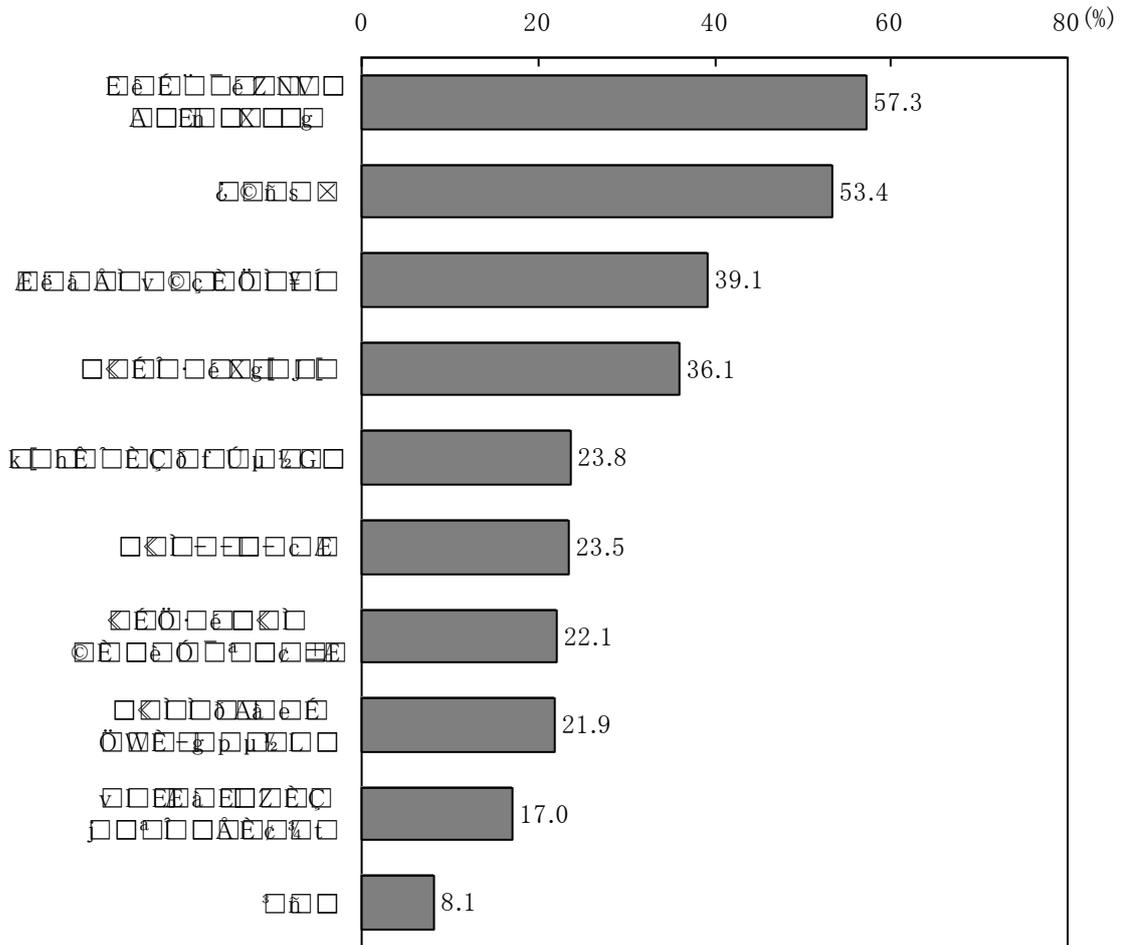
※ ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者からの暴力やパートナーからの暴力。法律上の婚姻の有無を問わず、密接な関係にある男性が女性に対して用いる身体的心理的暴力が問題になっている。

※ セクシュアル・ハラスメント

相手方の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示、労働者の就業環境が害されることなど、様々な態様のものが含まれる。

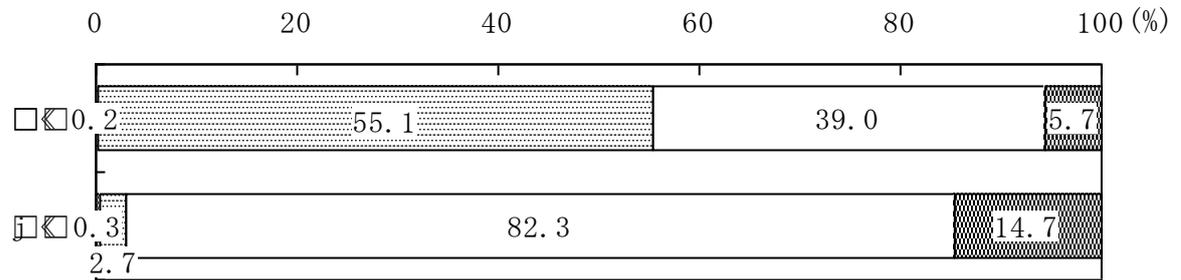
図表5-1 女性の人権が尊重されていないと思うこと



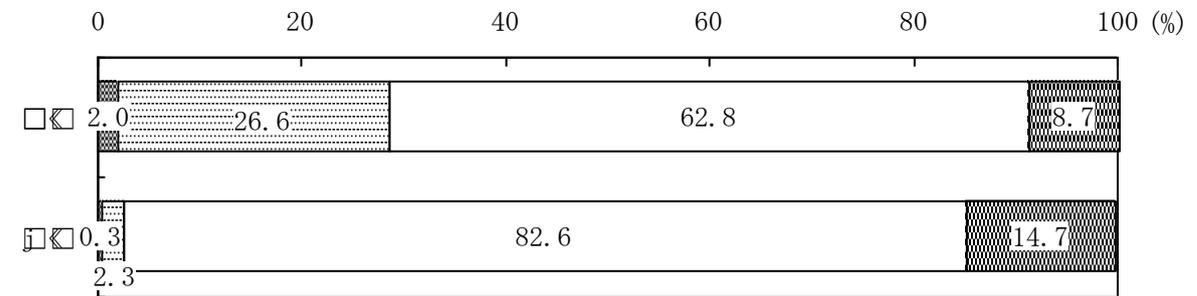
資料：尾張旭市男女共同参画に関する市民意識調査（平成15年度）

図表5-2 異性からの暴力の現状

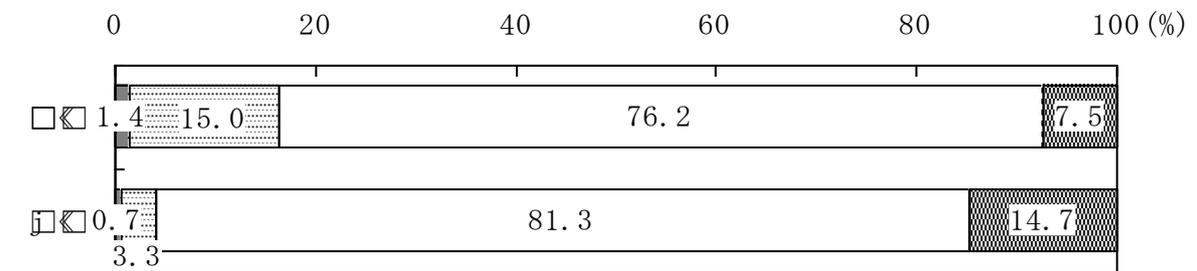
○ちかん行為



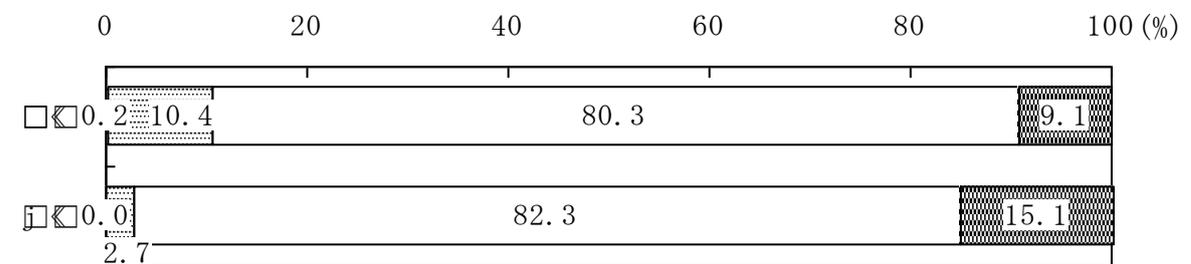
○セクシュアル・ハラスメント



○夫（妻）や恋人など身近な人からの暴力



○ストーカー行為



経験あり
 経験なし

資料：尾張旭市男女共同参画に関する市民意識調査（平成15年度）

●事業の方向

5-1-1 女性に対する暴力根絶のための広報・啓発

暴力は、身体的・心理的を問わず、基本的人権をおびやかす、被害を受けた人に深刻な影響を及ぼします。ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、ちかん行為、ストーカー行為などが起こらないように、啓発や相談に取り組みます。

事業	内容	担当課	事業の方向性
ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントなど暴力防止の意識啓発	広報への掲載、各講座への参加者へチラシ等の配布、公共施設の窓口へのチラシの設置などにより、暴力防止の意識啓発を図ります。また、人権啓発活動の一環として、人権週間等で啓発を行います。	こども課 行政課 安全安心課 市民活動課 産業課	拡充
DV防止法など各種法規の啓発	DV防止法、ストーカー規制法、男女雇用機会均等法(セクシュアル・ハラスメントの防止)など法規に関する情報提供や啓発を行い、暴力防止を図るとともに、被害者が救済される手だてについての認識を広げます。	こども課 安全安心課 市民活動課 産業課	拡充

●事業の方向

5-1-2 女性の人権擁護のための仕組みづくり

女性の人権を擁護するため、人権に関する行事等の中で女性の人権擁護を題材として取り上げたり、相談体制を充実したり、性犯罪を防止する環境づくりを図ったりすることにより、人権擁護の仕組みをつくります。

事業	内容	担当課	事業の方向性
人権週間との連携推進	毎年12月4日から10日までの「人権週間」に街頭啓発や啓発横断幕の掲示、広報での啓発等、人権尊重思想の普及・高揚を図る活動を行います。	行政課 市民活動課	拡充
相談体制・救済ネットワークの充実	関係機関(県女性相談センター、市の相談窓口、人権擁護機関、警察など)との連携を強化して、暴力の防止、被害者の救済体制の充実を図ります。	行政課 安全安心課 市民活動課 こども課	拡充
性犯罪防止の取り組み	暗がりを少なくする防犯灯の設置、維持管理に対する補助、地域防犯パトロールに対する支援、防犯講座や広報紙による啓発活動を行います。	安全安心課	継続

●事業の方向

5-1-3 メディアにおける女性の人権尊重

メディアから性別役割分担について大きな影響を受けていることから、それを読み解く力などを高める支援をします。また、性の商品化の防止の働きかけや有害図書の規制など、メディアにおける女性の人権尊重に取り組みます。

事業	内容	担当課	事業の方向性
情報読解・活用能力（メディア・リテラシー）を高める学習機会の提供	メディアによる情報の特徴を知り、主体的に読み解いて、自己発信する能力を高める講座など学習機会の提供を図ります。その中で、男女の固定的な性別役割分担意識、性の商品化、性暴力に通じる表現について取り上げます。	市民活動課	新規
性の商品化の防止に向けた取り組み	売買春、出会い系サイトをはじめ、性の商品化の問題について、市民や地域に呼びかけるとともに、関係機関との連携を強化します。	安全安心課	継続
青少年への有害図書やビデオの規制	県青少年保護育成条例に基づき、青少年に有害な図書やビデオの販売等が規制されており、市では少年センターによる書店等の立ち寄りを随時行います。	安全安心課	継続

◆現状と課題

女性も男性もそれぞれの身体について十分理解し合い、思いやりを持ち、健康に過ごすことが重要です。

女性の性や健康に関する理解において「性と生殖に関する健康／権利」が、1994年に開催された国連の国際人口開発会議（カイロ会議）において提唱されました。これは女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であるために、女性が自身の身体と健康に関して自らの意思で選択する自己決定権を認めようとする考え方です。

女性は、その身体に妊娠や出産のための身体的特性が備わっているため、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。「尾張旭市の保健予防活動」によると、本市の妊婦の約3割が就労しており、働きながら安心して子どもを産むことができる環境づくりが求められます。また、妊婦の中でも喫煙をする人がおり、母子の健康への影響が心配されます。性と生殖に関する健康／権利の中心課題は、生涯を通じての性と生殖に関する健康であり、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと、及び思春期や更年期における健康上の問題などが含まれています。

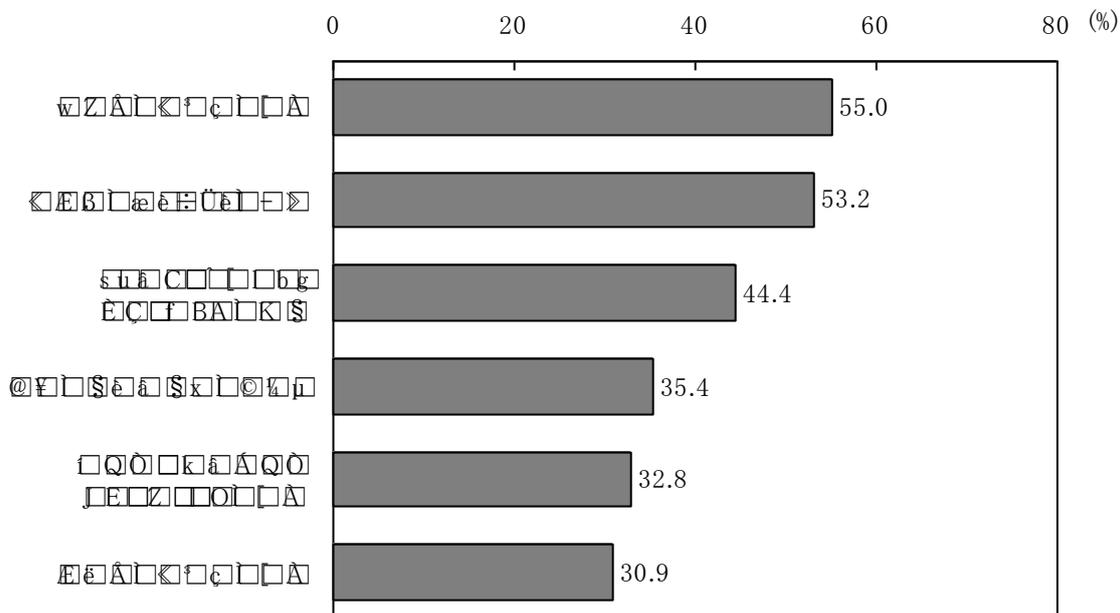
この概念は、女性の重要な人権と位置付けられているにもかかわらず、社会への浸透が十分とはいえない現状にあります。

性に関する興味本位な情報や産業が氾濫する状況のなかで、近年ではクラミジアやエイズなどの性感染症、特に若年層の人工妊娠中絶や妊婦の喫煙など、女性の健康を阻害する要因が増加しています。

女性の生涯を通じた健康を保障するには、男女が互いの性を理解し、尊重し合うとともに、女性が自らの身体や性のあり方について正しい知識を持ち、自己決定できることが大切です。

そのためには、本市においても性と生殖に関する健康／権利の考え方について社会に浸透を図りつつ、男女ともに、低年齢のうちから性に関する正しい知識と理解を得るための情報や学習機会の提供に取り組む必要があります。また、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など生涯を通じて、女性の心と身体の健康づくりを支援することが重要です。

図表5-3 性に対する理解と尊重の促進策（上位6項目）



資料：尾張旭市男女共同参画に関する市民意識調査（平成15年度）

注：回答率が3割以上の上位6項目を掲載

図表5-4 妊婦の状況

年度	妊婦数				
	(人)	就業者数 (人)	割合	喫煙者数 (人)	割合
11	932	247	26.5%	60	6.4%
12	881	281	31.9%	44	5.0%
13	854	287	33.6%	39	4.6%
14	800	268	33.5%	47	5.9%
15	841	256	30.4%	35	4.1%

資料：尾張旭市「尾張旭市の保健予防活動」（平成16年度版）

●事業の方向

5-2-1 妊娠・出産にかかわる保健施策の充実

パパママ教室、妊産婦健康診査、妊娠から出産にかけて将来何らかのトラブルが予測される、又は妊娠経過中に異常が見られる妊産婦への相談・指導等を通じ、安心して妊娠期を過ごし出産に臨める環境をつくります。

事業	内容	担当課	事業の方向性
母体保護の普及・啓発	母子手帳交付時、パパママ教室、女性の健康診査事後教室、乳児健診時における教育内容などを充実し、妊娠期や出産における母体保護の普及・啓発を図ります。	健康課	継続
妊産婦健康診査の実施	安心して健康に妊娠期を過ごせるように、妊産婦健康診査を無料で3回利用できる受診票を配布します。また、3か月児健康診査時に産婦血液検査と、フォローを行います。	健康課	継続
妊産婦へのきめ細かな相談・指導の実施	母子手帳交付時や、助産師に委託した新生児訪問をする中で、妊娠から出産にかけて将来何らかのトラブルが予測される、又は妊娠経過中に異常が見られる妊産婦を把握し、相談および個別指導を展開します。また、医療機関との連携を進めます。	健康課	継続

●事業の方向

5-2-2 性に関する情報や学習機会の提供

学校の授業や保健センターの講座等で性に関する正確な理解を進めます。また、ポスター等による啓発、性と生殖に関する健康／権利の視点の啓発、性別に伴う特有の病気の啓発などに取り組みます。

事業	内容	担当課	事業の方向性
性に関する正確な理解の推進	身体のしくみ、性感染症、望まない妊娠の防止方法、自分の身体を大切にすること、異性を尊重することなどを、学校や保健センター等で学ぶ機会を設けます。	健康課 学校教育課	拡充

性感染症予防の啓発	淋病、クラミジアをはじめ性感染症の予防について、ポスター・広報などにより啓発活動するとともに、住民対象の健康教育の中に取り入れます。	健康課	拡充
性と生殖に関する健康／権利の視点の啓発	一般健康教育の中で、生涯における健康の課題として、また、テーマ別講座で取り上げるなど、性と生殖に関する健康／権利の視点の啓発を図ります。	健康課 市民活動課	新規
女性・男性に特有の病気・ケガ予防の啓発	骨粗鬆症・更年期障害・乳ガンなどは女性、前立腺肥大症・尿路結石などは男性に特有もしくは多い病気であり、これらの予防の啓発を行います。	健康課	拡充

◆現状と課題

男女共同参画社会にかかわる事業は、生涯学習、教育、地域活動、労働、次世代育成、福祉、人事、総務など、行政のあらゆる部署にわたり、各部署が取り組むことが必要です。そのために、市職員が、男女平等や社会的・文化的に形成された性別に敏感な視点を持ち、その内容を深めることが重要です。

また、市政全体に及ぶため、広範で内容が多岐にわたり、いくつかの担当が重複するところも少なくありません。判断が難しかったり、どのように考えて良いか迷うこともあります。

このため、職員が常に問題意識を持ち、その解決方法を学ぶ機会をつくるとともに、総合的に調整したり、相談を受けたりする担当所管と、各部署を横断する推進体制の整備が求められます。

また、男女共同参画プランの進行管理を行い、事業の成果を確認し、事業の質の向上、内容の見直し、効果的な方法への改善、新たな課題の発見とその対応など、次の事業に生かす仕組みをつくる必要があります。

●事業の方向

6-1-1 庁内推進体制の整備

各部署を横断する庁内の推進会議と研究会等の設置、担当所管の設置を図るなど、庁内で男女共同参画社会の実現に取り組む体制を整備します。

事業	内容	担当課	事業の方向性
男女共同参画行政推進会議の設置	男女共同参画プランに沿って、関連の施策を充実し、その進行状況を確認するため、庁内に推進会議を設置します。	市民活動課	新規
担当所管の整備	市をあげて総合的な施策の展開を図るため、男女共同参画プランを推進する担当所管を整備します。	市民活動課	拡充
行政施策研究会等の設置の検討	各課に共通する男女共同参画にかかわる業務を共同で検討し、事務改善を図る研究会等の設置を検討します。	市民活動課	新規

●事業の方向

6-1-2 市職員の男女平等の推進と研修等の充実

市職員が男女共同参画社会を適切に理解するための職員研修を実施するなど、市職員の男女平等の推進に取り組めます。

事業	内容	担当課	事業の方向性
市職員の研修	市職員の男女平等の推進のため、男女共同参画に関する職員研修を実施します。なお、市民向けの講座の企画を担当する非常勤嘱託員等も対象に含めて研修を実施します。	人事課	拡充
男女平等の職場づくり	尾張旭市人材育成基本方針に従い、固定的役割分担意識の解消や、女性職員の職域拡大に取り組めます。	人事課	拡充
男女がともに働くことができる職場環境づくり	これまで職員が男性のみ、もしくは、女性だけの職場において、男女がともに働ける環境をつくるため、トイレ・更衣室等の整備を図ります。	消防本部 こども課 健康課	拡充

市役所におけるセクシュアル・ハラスメントの防止	「尾張旭市職員の職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱」に従い、男性職員及び女性職員がそれぞれ対等なパートナーとして職務を遂行できるように、性的差別のない健全な職場環境づくりに取り組みます。	人事課	継続
市職員への育児・介護休業制度の啓発・普及	市職員の育児・介護休業等の円滑な取得の促進を図るため、育児・介護休業制度等の啓発・普及に努めます。	人事課	継続
次世代育成支援特定事業主行動計画の推進	尾張旭市特定事業主行動計画に基づき、市職員が仕事と子育ての両立を図る環境整備に取り組みます。	人事課	新規

●事業の方向

6-1-3 男女共同参画プランの進行管理

男女共同参画プランの実行と進行状況や実現方法の確認を行うため、年次報告を作成し、意識調査を定期的実施します。また、それらの結果を踏まえてプランを定期的に見直します。

事業	内容	担当課	事業の方向性
定期的な進行管理・評価、年次報告のとりまとめ	プランの定期的な進行管理・評価、年次報告のとりまとめを行い公表します。	市民活動課	新規
意識調査の定期的実施	市民アンケートと連携を図りながら、男女共同参画に関する市民の意識を定期的に調査します。	市民活動課	継続
定期的な見直し・改定	プランの進行状況を確認し、定期的に計画を見直し、社会情勢や市民意識の変化などに合うように改定します。	市民活動課	新規

◆現状と課題

男女共同参画社会の形成を促進するためには、行政の取り組み、企業の取り組み、各種団体の取り組み、そして市民一人ひとりの果たす役割が大変重要です。特に、行政の取り組みは、市民・各種団体・企業の理解と協力を得ながら進めることが不可欠です。このため、様々な人や団体等と情報の共有や、協働による実践的な活動の展開が望まれます。

女性相談については、近年ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントといった女性に対する暴力をはじめ、職場における男女格差、家庭内の問題など、相談内容も多岐にわたり、複雑化しています。女性が主体的に生きることをサポートするために、また、過度な負担感を抱える男性や、考え方の転換に悩む男性を支援するために、市民や専門家と協力しながら、男女共同参画に関する相談体制の充実を図る必要があります。

市民の理解と参画を得ながら、行政と市民・各種団体・企業が一体となって男女共同参画社会の実現のための取り組みを進めるため、それを支える各種情報の収集および提供、各種相談、学習や交流等について、男女共同参画を推進する活動の総合的拠点となるような「場」の整備が求められています。

●事業の方向

6-2-1 市民・市民団体・企業等と行政の連携

男女共同参画プラン推進懇話会を発足させ、市民・市民団体・企業等と行政が連携して、男女共同参画プランの進捗状況の確認に取り組みます。

また、個別の講座や行事について企画・運営する際にも、市民ボランティア・市民団体・企業等と積極的な連携を図ります。

事業	内容	担当課	事業の方向性
男女共同参画プラン推進懇話会による進行管理	男女共同参画プラン推進懇話会を設け、市民と市行政の協働により、計画の進捗確認を行います。	市民活動課	新規
市民団体やボランティア等と連携した事業の実施	男女共同参画に関する講座の企画や運営を、市民団体やボランティア等と連携して事業を実施します。	市民活動課	新規

●事業の方向

6-2-2 男女共同参画活動の拠点整備

男女共同参画に関する行政サービスを集約し、情報、相談、活動、交流の拠点となる場所の整備を検討します。

事業	内容	担当課	事業の方向性
市民グループの打ち合わせスペースの充実	市民グループ等が学習や活動の企画運営を行うための打ち合わせスペースを充実します。男女共同参画のグループも市民グループの1つとして、利用することができるものを想定します。	市民活動課	新規
男女共同参画関連の情報、相談、活動、交流拠点の整備の検討	男女共同参画関連の情報、相談、活動、交流拠点となる会議室、情報コーナー、相談室等の場の整備を検討します。	市民活動課	新規

●事業の方向

6-2-3 (仮称)男女共同参画推進条例の検討

国の「男女共同参画社会基本法」、愛知県の「男女共同参画推進条例」を踏まえ、本市における(仮称)男女共同参画推進条例の意義や効果などを検討する機会を設けます。

事業	内容	担当課	事業の方向性
男女共同参画推進条例の検討	男女共同参画推進条例の制定について、その意義、効果、内容等を十分に話し合う機会を設けます。	市民活動課	新規

●検証指標

本プランの進捗状況や事業の効果を検証するため、目標毎に検証指標を設定し、その改善もしくは向上に取り組みます。

検証指標の設定においては、各目標を総合もしくは代表し、かつ、施策や活動の成果を示す指標を選定するように努めています。また、第四次総合計画との整合性や計画策定からほぼ5年経過した時点で検証可能であることに留意しています。

検証指標		現状	把握方法
総合指標	「社会全体」が男女平等と考える市民の割合	14.9%	A
目標 1-1	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に反対・どちらかといえば反対の市民の割合	35.5%	A
目標 1-2	「学校教育」が男女平等と考える市民の割合	77.0%	A
目標 1-3	「しきたりや慣習」が男女平等と考える市民の割合	13.0%	A
目標 2-1	「家庭生活」が男女平等と考える市民の割合	23.2%	A
目標 2-2	「地域活動」が男女平等と考える市民の割合	32.0%	A
目標 3-1	女性の就業率（25～29歳） （30～34歳） （35～39歳）	67.9%	C
		51.1%	
		57.1%	
目標 3-2	「職場」が男女平等と考える市民の割合	9.4%	A
目標 4-1	市の審議会等の女性登用率 一般行政職の管理職	31.3% 6.4%	B
目標 4-2	男女共同参画の人材育成数	年1人	B
目標 5-1	男女共同参画に関する悩み解決の糸口を得られた相談者の割合（人権こまりごと相談、女性の悩みごと相談）	—	B
目標 5-2	妊婦の喫煙者の割合	4.1%	B
目標 6-1	男女共同参画に関する職員研修の修了率	14.4%	B
目標 6-2	1年間で市民と連携した男女共同参画事業数	0件	B

【把握方法の凡例】

A：男女共同参画に関する市民意識調査

現 状：平成15年値

把握方法：平成20年度に把握を予定

B：行政資料

現 状：平成16年値

把握方法：毎年把握

C：国勢調査

現 状：平成12年値

把握方法：平成17年、平成22年に把握

第4章 重点事業

重点事業1 男女共同参画講座

重点事業2 市職員等向けの研修

重点事業3 職業と家庭生活の両立に向けた
保育・預かりサービス

重点事業4 市民と行政の協働の推進

第4章 重点事業

■重点事業の考え方

本市の「男女共同参画社会の実現」に向け、第3章の目標別事業の内容では包括的に97の事業を掲載しています。この97事業を具現化し、本プランの実効性を高めるため、本市の現状と課題を踏まえて、

- ① 男女共同参画を正しく理解し、今ある事業を全市的に見直せるように、研修を行い、また、市民・企業・団体等に正しく理解してもらえるよう啓発に取り組む。
 - ② 男女共同参画の啓発とともに環境整備が必要であることから、職業生活と家庭生活の両立を支援する環境整備に取り組む。
 - ③ 男女共同参画の取り組みは市だけのみならず、市民との協働が必要である。
- 以上の3つの視点で、重点事業を選定し、早期に取り組むべき事業としました。

- ・重点事業1 男女共同参画講座
- ・重点事業2 市職員等向けの研修
- ・重点事業3 職業と家庭生活の両立に向けた保育・預かりサービス
- ・重点事業4 市民と行政の協働の推進

重点事業1 男女共同参画講座

男女共同参画の基礎講座の実施（1-1-1、4-2-1）
テーマ別講座等の実施（1-1-1、4-2-1）
男性向け家事講座の開催（2-1-1）
介護事業における配慮（2-1-1）
保健事業における男性の子育て参加の推進（2-1-1）

* 括弧内の数字は（基本目標－目標－事業の方向）をそれぞれ表し、第3章の事業番号と整合性をとっています。

●講座の進め方

本市は、全国と比べ性別役割分担意識が強く、男女共同参画の考え方が、市民に十分浸透していないことが大きな課題となっています。

このため、生活など市民に身近なことや、社会的に関心の高い講座と連携し、その中に男女共同参画の視点を織り込み、多くの人への啓発を図ります。さらに男女共同参画についての内容を深めた「初学者向け講座」や「連続講座」の実施を図ります。



□ 連携講座（例）

すでに開催されている、またはこれから開催する各種講座の内容に、男女共同参画の視点を盛り込んで実施する講座です。

講座	講座に盛り込む男女共同参画の内容
子育て	男性の育児参加、行政の子育て支援サービス
介護	男性の家事参加・介護参加
再就職	I T講座、就業関連法規・仕事と家庭の両立支援策、自己表現と意思疎通（コミュニケーション）能力の向上
ストレス対策	固定的な性別役割分業の見直し
退職準備	男性の家事参加、地域活動の紹介
人権・暴力防止	ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント
情報読解・活用能力	性の商品化、固定的な性別役割分担

□ 初学者向け講座（例）

参加者各自の意識に潜む社会的・文化的に形成された性別の確認や、身の回りの男女不平等など、身近なことを踏まえながら、男女共同参画社会に関する基本的なことを学ぶ講座です。

□ 連続講座（例）

家庭・就労・社会制度・人権問題・歴史的な背景など、男女共同参画について、講義を受け、グループ学習や意見交換を交えながら深く学ぶ講座です。

重点事業2 市職員等向け研修

市職員の研修（6-1-2）

教職員・保育士等向けの研修（1-2-1）

市の職員等が社会的、文化的に形成された性別に敏感な視点を持ち、各種計画の策定、事業の実施、窓口での対応、授業など日常の業務において、率先して男女共同参画社会の実現に取り組むことが必要です。

このため、男女共同参画の基本的な考え方を理解し、業務への生かし方を考える、職員研修の充実を図ります。なお、学校の教職員や講座の企画を行う非常勤嘱託員等も含め、すべての職員を対象とします。

特に、保育園や学校は、子どもが基礎的な生活習慣・学力を身につけ、社会を体験する場として非常に大切な場です。教科はもとより、児童・生徒との接し方、学級経営等、行事、部活動なども含めて、子どもたちが社会的・文化的に形成された性別にとらわれず個性を伸ばし、生きる力を育む環境をつくります。

□ 市職員の研修（例）

幹部職員研修	新たに注目されている男女共同参画の課題や、事業の企画、人事管理上の問題などについて研修を行います。
一般研修	男女共同参画の基本的な考え方を学ぶとともに、業務の中での留意点について研修を行います。
初任者研修	新規採用職員を対象にした初任者研修会に、男女共同参画の基本的な考え方、業務での留意点を、研修内容に盛り込みます。

□ 教職員・保育士の研修（例）

校長会・園長会	校長会・園長会などで、男女共同参画に関する情報交換や、新たに取り組む課題について検討します。
一般研修	男女共同参画の基本的な考え方、学級経営等や教科指導における留意点について研修を行います。
校内・園内研修	各校で、性別にとらわれず子どもの個性を伸ばす教育についての検討や、その導入方法について研修を行います。
新任研修	新規採用職員を対象にした新任研修会に、男女共同参画の基本的な考え方、学級経営等や教科指導での留意点を、研修内容に取り入れます。

重点事業3 職業と家庭生活の両立に向けた保育・預かりサービス

次世代育成支援対策尾張旭市地域行動計画の推進（3-2-1）

共働きやひとり親家庭の増加、核家族化などを背景に、職業生活と家庭生活の両立を図る支援策の充実が求められています。

このため、保育園においては3才未満児保育、延長保育など、また小学生を対象に放課後児童クラブ（学童クラブ）などの支援を充実します。また、ファミリー・サポート・センターなど、市民の助け合いを促進します。なお、平成16年度に策定された次世代育成支援対策尾張旭市地域行動計画においては、次の通り数値目標を設定しています。

□ 数値目標

事業名	実施機関	単位	現状	平成21年度
通常保育事業	保育園	定員数(人)	1,255	1,300
延長保育事業	保育園	定員数(人)	112	140
		設置箇所数(か所)	5	6
放課後児童健全育成事業	放課後児童 クラブ (学童クラブ)	定員数(人)	307	400
		設置箇所数(か所)	10	10
子育て短期支援事業(ショートステイ) ※1	提携施設	利用者数(人)	0	8
		設置箇所数(か所)	4	4
ファミリー・サポート・センター事業	—	設置箇所数(か所)	1	1
地域子育て支援センター事業 ※2	—	設置箇所数(か所)	1	4

※1 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者が病気・育児疲れ・恒常的な残業等のとき、一定期間、施設で子どもを養育する制度。

※2 地域子育て支援センター事業

地域の子育て家庭に対して、子育て相談、子育てサークルの支援、地域の保育サービス情報の提供等の支援を行います。

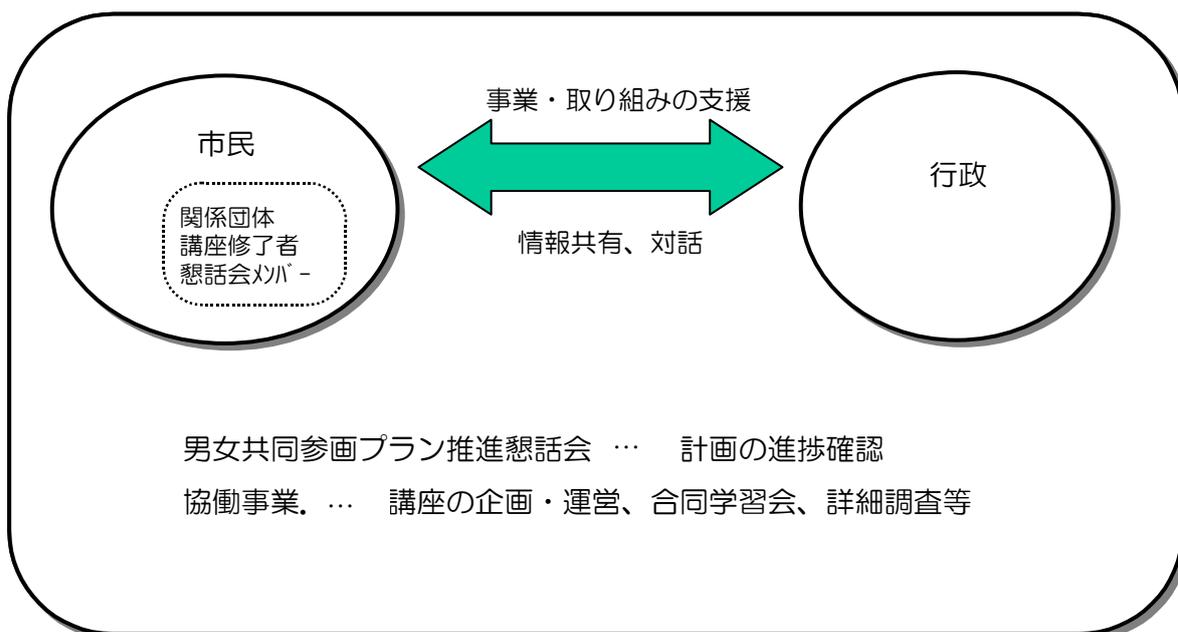
重点事業4 市民と行政の協働の推進

男女共同参画プラン推進懇話会による進行管理（6-2-1）
市民団体やボランティア等と連携した事業の実施（6-2-1）

男女共同参画社会の実現に向けて、市民と行政は、情報共有と対話のもと、共通の認識を持ち、知恵を出し合い、協力して取り組む必要があります。

そのために、男女共同参画プラン推進懇話会を設け、市民とともに計画の進捗確認を行います。

また、計画の推進に関心のある市民ボランティア等と連携して事業の展開を図ります。例えば、一部の講座を共同企画したり、より詳細な実態調査を行うときに、男女共同参画に関する懇話会にかかわったメンバー、男女共同参画講座修了者、関係機関などに参加を呼びかけ、共に学び・考える機会をつくります。



参 考 资 料

1. 男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）

改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号
同 11 年 12 月 22 日同 第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべ

き社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本

理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。
(法制上の措置等)

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

前 2 項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理

大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 （平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成 13 年 1 月 6 日）

（1） 略

（2） 附則第 10 条第 5 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

（1）から（10）まで 略

（11） 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

2. 尾張旭市男女共同参画プラン策定懇話会開催要綱

(趣旨)

第1条 尾張旭市における男女共同参画社会の実現に関する施策について、総合的かつ効果的に推進することを目的とした行動計画を策定するにあたり、市民の幅広い意見を聴取するため、尾張旭市男女共同参画プラン策定懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、尾張旭市が策定する男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する市町村男女共同参画基本計画について検討を行う。

(構成)

第3条 懇話会は、次に掲げる者により構成する。

努 市民団体等から推薦を受けた者

勘 その他市長が必要と認める者

(役員)

第4条 座長及び副座長は、懇話会の構成員の中から依頼する。

2 座長は、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐する。

(顧問)

第5条 懇話会の会務の円滑な進行を図るため、顧問を依頼する。

2 顧問は、懇話会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(関係者の出席)

第6条 懇話会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、企画部企画課が処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、懇話会が定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月15日から施行する。

尾張旭市男女共同参画プラン策定懇話会構成員

区分	所属する団体等	氏名
市民団体等から 推薦を受けた者	市小中学校PTA連絡協議会	浅野 利津子
	市社会福祉協議会	倉橋 節子
	市自治連合協議会	谷口 弘之
	(社)尾張旭青年会議所	西澤 宏治
	連合愛知尾張東地域協議会	野坂 静
	市地域活動連絡協議会	堀 祐子
	市地域婦人団体連絡協議会	松原 克代
その他市長が 必要と認める者	子育てネットワーク	若杉 眞佐子
	公募委員	山下 功
	公募委員	梶本 莉佐

(顧問)

所属する団体等	氏名
愛知淑徳大学	松田 照美

3. 尾張旭市男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 尾張旭市における男女共同参画社会の実現に関する施策について、総合的かつ効果的な推進を図るため、尾張旭市男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

努 男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する市町村男女共同参画基本計画の策定及び推進に関すること。

勘 その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

努 本部長は、市長をもって充てる。

勘 副本部長は、助役、収入役及び教育長をもって充てる。

勉 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、議長となる。

(幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置く。

努 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成する。

勘 幹事会は、企画部長が招集し、議長となる。

勉 幹事会には、必要に応じて関係課長に出席を求めることができる。

(部会)

第6条 幹事会は、その所掌事務に関する事項を検討するため、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部に関する庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月15日から施行する。

別表1

尾張旭市男女共同参画推進本部員

区分	役職	氏名
本部員	企画部長	加藤 和人
本部員	総務部長	日比野 美次
本部員	市民部長	竹内 進
本部員	福祉部長	大嶋 幹男
本部員	経済環境部長	谷口 恵広
本部員	建設部長	大橋 邦弘
本部員	水道部長	若杉 美由樹
本部員	消防長	朝見 孝雄
本部員	教育部長	加藤 紘司
本部員	議会事務局長	稲垣 努
本部員	監査委員事務局長	水野 柳一
本部員	旭長久手衛生組合事務長	山崎 重則
本部員	尾張旭市社会福祉協議会事務局長	尾関 健二

(参考)

区分	役職	氏名
本部長	市長	谷口 幸治
副本部長	助役	若杉 致由
副本部長	収入役	谷口 紀樹
副本部長	教育長	和田 浩志

別表2

尾張旭市男女共同参画推進本部幹事会員

区分	役職	氏名
議長	企画部長	加藤 和人
幹事	秘書広報課長	寺尾 高志
幹事	人事課長	酒井 敏幸
幹事	行政課長	森 修
幹事	生活課長	浅見 信夫
幹事	福祉課長	中嶋 好明
幹事	長寿課長	耳塚 菖子
幹事	こども課長	長江 建二
幹事	健康課長	水草 修
幹事	産業課長	松原 新五
幹事	学校教育課長	黒田 博
幹事	生涯学習課長	成田 弘子
幹事	公民館長	杉森 延明

4. 尾張旭市男女共同参画プラン策定部会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、尾張旭市男女共同参画推進本部設置要綱第6条に基づき、尾張旭市男女共同参画プラン策定部会(以下「部会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 部会の職務は、次に掲げるとおりとする。

努 男女共同参画に関する行動計画の策定

勘 その他会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 部会は、幹事会幹事の所属する課等から幹事が推薦した者をもって組織する。

努 部会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

勘 会長は、会務を総理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第5条 部会に関する庶務は、企画部企画課において処理する。

附 則

この要綱は、平成16年6月15日から施行する。

別表

尾張旭市男女共同参画プラン策定部会

区分	所属課	氏名
部会員	秘書広報課	小池 勲
部会員	人事課	田島 祥三
部会員	行政課	山崎 光代
部会員	生活課	喜多野 洋行
部会員	福祉課	加藤 秀樹
部会員	長寿課	二村 正篤
部会員	こども課	濱田 定子
部会員	健康課	三浦 明美
部会員	産業課	川本 英貴
部会員	学校教育課	河村 晋
部会員	生涯学習課	西尾 頼子
部会員	公民館	田中 恵美

5. 尾張旭市男女共同参画プラン策定経過

平成 14 年度

8月7日	男女共同参画推進懇話会発足
9月1日 ～17日	男女共同参画推進懇話会委員公募（広報等）
10月24日	第1回男女共同参画推進懇話会 1. 「尾張旭市男女共同参画推進懇話会設置要綱」の説明 2. 懇話会講師及び委員の紹介 3. 座長、副座長の選出（座長：若杉普、副座長：松原克代） 4. 講師による「男女共同参画社会基本法」についての講義
12月20日	第2回男女共同参画推進懇話会 1. 「身の回りの男女共同参画とジェンダー」について委員の意見交換 2. 問題点とその背景を考える
2月12日	第3回男女共同参画推進懇話会 1. 尾張旭市の男女共同参画に関する状況把握

平成 15 年度

5月13日	第1回男女共同参画推進庁内ワーキンググループ 1. 尾張旭市男女共同参画推進庁内ワーキンググループの説明 2. 庁内ワーキンググループメンバーの紹介 3. 講師による「男女共同参画社会基本法」についての講義
5月22日	第4回男女共同参画推進懇話会 1. 本年度のスケジュール、庁内ワーキンググループ等の説明 2. 住民意識調査について 3. 調査に関する意見交換 第2回男女共同参画推進庁内ワーキンググループ 1. 第4回懇話会の会議内容について 2. 調査票の原案検討
6月4日	男女共同参画推進庁内ワーキンググループ勉強会 1. ジェンダーについて
6月19日	第5回男女共同参画推進懇話会 1. 調査票の原案検討 第3回男女共同参画推進庁内ワーキンググループ 1. 調査票の原案検討
7月	尾張旭市男女共同参画に関する市民意識調査 市内在住の満20歳から79歳以下の男女2,000人 有効回収数854人

9月25日	第4回男女共同参画推進庁内ワーキンググループ 1. 尾張旭市男女共同参画に関する市民意識調査の結果報告について
10月15日	第6回男女共同参画推進懇話会 1. 報告書(案)の内容について 2. 重点目標の課題について
	第5回男女共同参画推進庁内ワーキンググループ 1. 男女共同参画推進に必要なもの(意見交換) 2. 提言の骨子検討 3. 今後の提言案作成の流れ及び役割分担について
10月30日	第6回男女共同参画推進庁内ワーキンググループ 1. 施策の具体的方向の整理
12月18日	第7回男女共同参画推進懇話会 1. 提言(案)の内容について
	第7回男女共同参画推進庁内ワーキンググループ 1. 提言(案)の内容について
2月12日	管理職研修(助役、部長、課長級) 「男女共同参画について～尾張旭市における課題～」
2月27日	第8回男女共同参画推進懇話会 1. 提言の内容について確認 2. 市長へ提言の提出
3月13日	「男女共同参画推進フォーラム～だれもがいきいき輝くために～」 ゴスペル鑑賞とパネルディスカッション 場所：文化会館あさひのホール

平成16年度

6月15日 ～7月31日	男女共同参画プランの表紙イラスト公募
6月15日	男女共同参画推進本部設置
	男女共同参画推進本部幹事会設置
	男女共同参画プラン策定部会設置
	男女共同参画プラン策定懇話会発足
7月5日	男女共同参画推進本部及び幹事会並びに策定部会研修 テーマ「男女共同参画プランについて」
7月12日	男女共同参画プラン策定部会勉強会 テーマ「身の回りの男女共同参画とジェンダー」

7月22日	<p>第1回男女共同参画プラン策定懇話会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 座長及び副座長の選出について 2. 懇話会の役割と今後のスケジュールについて 3. 講義 テーマ「男女共同参画プランについて」
	<p>第1回男女共同参画プラン策定部会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 部会長、副部会長の選任 2. 策定部会の設置目的について 3. プラン策定体制、スケジュールについて 4. プランの骨格について 5. 基本理念のキーワードについて 6. 事業担当課の確認について
7月26日～8月5日	各部課等へ男女共同参画プラン策定のための事業照会
8月19日	<p>第2回男女共同参画プラン策定部会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第1章計画策定にあたって 2. 第2章基本的な考え方について
	<p>第2回男女共同参画プラン策定懇話会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 男女共同参画プラン素案（第1章及び第2章）について
8月26日～9月10日	<p>男女共同参画に関する職員意識調査</p> <p>調査対象者 596人</p> <p>回答者数 495人</p>
9月2日	<p>第3回男女共同参画プラン策定部会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第1章及び第2章の確認について 2. 第3章の内容について
9月8日	<p>第4回男女共同参画プラン策定部会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第1章及び第2章の懇話会の意見について 2. 第3章の内容について
9月21日～30日	各部課等男女共同参画プラン内容照会
10月5日	<p>第1回男女共同参画推進本部幹事会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 男女共同参画プランについて説明 2. 男女共同参画プランの内容確認

10月19日	第5回男女共同参画プラン策定部会 1. 第4章の検討について 2. パブリックコメントについて
10月21日	第3回男女共同参画プラン策定懇話会 1. 第1回及び第2回男女共同参画プラン策定懇話会会議概要の確認について 2. 男女共同参画プラン素案（第1章及び第2章）の確認 3. 男女共同参画プラン素案（第3章）の検討
11月22日	第4回男女共同参画プラン策定懇話会 1. 第3回男女共同参画プラン策定懇話会会議概要の確認 2. 男女共同参画プラン素案（第1章から第3章まで）の確認 3. 男女共同参画プラン素案（第4章）の検討 4. パブリックコメントについて
	第6回男女共同参画プラン策定部会 1. 第1章から第3章について 2. 第4章について 3. パブリックコメントについて
12月15日～1月11日	男女共同参画プラン（素案）の市民意見募集（パブリックコメント） 意見者数 26人
1月21日	第7回男女共同参画プラン策定部会 1. パブリックコメントの結果について 2. プラン素案全体について
2月2日	第2回男女共同参画推進本部幹事会 1. パブリックコメントについて 2. プランの確認
2月8日	第1回男女共同参画推進本部 1. 男女共同参画プランの策定経過について 2. 男女共同参画プランについて
3月10日	第5回男女共同参画プラン策定懇話会 1. パブリックコメントについて 2. 男女共同参画プラン素案の確認
3月15日	男女共同参画プラン策定

6. 用語の説明（五十音順）

NPO

‘Non-Profit Organization’の略で、わが国では「民間非営利組織（団体）」と呼ばれている。本プランでは、特定非営利活動促進法上の法人に限らず組織的、継続的、自発的に公益活動をする市民団体・ボランティア団体を含めている。

エンパワーメント

すべての人が内在している自己実現へ向かう力を伸ばすために、励ましたり、助言したり、能力開発の機会を提供することなどにより、当事者が力をもった存在になること。

隠れたカリキュラム

学校教育では一般的に男女平等が実現されていると言われるが、教師の言動や教材、学校での生活環境や規則などの中に社会的・文化的に形成された性差にかかわる偏りが潜み、子どもの価値観や行動に影響を与えているとされている。

子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が病気・育児疲れ・恒常的な残業等のとき、一定期間、施設で子どもを養育する制度。

ジェンダー

ジェンダーは、社会的・文化的性差のことを指し、生物学的な性差とは区別される。ジェンダーを社会的・文化的に定義された性差のことを指すのに対し、セックスは生物学的に定義された性差を指す。

セクシュアル・ハラスメント

相手方の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示、労働者の就業環境が害されることなど、様々な態様のものが含まれる。

地域子育て支援センター事業

地域の子育て家庭に対して、子育て相談、子育てサークルの支援、地域の保育サービス情報の提供等の支援を行う。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者からの暴力、パートナーからの暴力。法律上の婚姻の有無を問わず、密接な関係にある男性が女性に対して用いる身体的心理的暴力が問題になっている。

ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしている社会こそ普通の社会であるという考え方のこと。

パートナーシップ

市民、市民団体、学校、企業、行政など地域を構成する様々な主体が、その特性と自立性を保ちながら、お互いを尊重し、目的を共有しながら連携すること。

ファミリー・サポート・センター

急な残業や子どもの病気などの変動的、突発的な保育需要などの際に、援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となって、地域において育児に関する相互援助活動を行う会員制の組織。

ファミリー・フレンドリー企業

家庭にやさしいという意味で、労働者の家庭生活に配慮し、勤務形態に柔軟性をもたせた多様な働き方を認める企業。

メディア・リテラシー

情報を見極め読み解く能力。情報読解・活用能力。

ユニバーサルデザイン

空間づくりや商品のデザインなどに関し、だれもが利用しやすいデザインを初めから取り入れて考えること。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。

リプロダクティブ・ヘルスは、個人、特に女性の健康を保障する考え方で、健康とは、疾病や病弱でないことではなく、身体的、精神的及び社会的に良好な状態にあることを意味する。リプロダクティブ・ライツは、それをすべての人々の基本的人権として位置付ける理念である。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、これら関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

7. 男女共同参画関連機関一覧

(1) 行政の担当部署

- 尾張旭市生活課
0561-53-2111 (尾張旭市東大道町原田 2600-1)
- 愛知県男女共同参画室
052-961-2111 (名古屋市中区三の丸 3-1-2)
- 内閣府男女共同参画局
03-3581-5003 (東京都千代田区永田町 1-6-1)

(2) 社会参加をするための拠点となる施設

- 愛知県女性総合センター(ウィルあいち)
052-962-2511 (名古屋市東区上堅杉町 1)

(3) 相談窓口

- ウィルあいち相談コーナー
052-962-2614 (名古屋市東区上堅杉町 1)
女性が抱えている様々な問題についての相談を行っている。
電話相談、面接相談(予約制)、専門相談(予約制)、女性起業相談、DV専門電話相談
- 愛知県女性相談センター
052-913-3300 (名古屋市北区大野町 2-4)
夫等からの暴力、離婚問題、家庭不和、近隣との人間関係の悩みなど、女性の抱える様々な問題について相談に応じている。なお、電話による“女性悩みごと電話相談”も行っている。
- 愛知県母子福祉会館(母子福祉センター)
052-915-8862 (名古屋市北区金田町 3-11)
母子及び寡婦家庭の生活全般にわたる相談と自立に必要な知識・技能を得るための講習を行っている。相談受付(052-915-8886)
- 尾張旭市民相談

相談名	ところ
経営	商工会館相談室 電話 53-7111 (※事前に電話で申し込み)
パートタイマーなんでも	市民会館 1階
高齢者職業	高齢者職業相談室

労働	市民会館 2階 市民相談室 ※ 法律相談は、各開催日 10 日前(前週の火曜日)の午前 8 時 30 分から生活課に直接または電話でお申し込みください。午前 9 時までに定員を超えた場合は、抽選となります。
消費生活	
税務	
不動産	
登記	
法律	
行政	
人権こまりごと	
年金	
心配ごと	
女性の悩みごと	
母子家庭等就業	
母子	市役所 こども課
児童	市民会館 2階 家庭児童相談室
子育て	子育て支援センター 電話 52-3132
心身障害者悩みごと	くすの木苑 電話 54-8677
精神保健福祉士による こころの健康・病気	保健福祉センター内 健康課 電話 55-6800 (※事前に電話で申し込み)
栄養相談	
保健師による健康	保健福祉センター内 健康課 電話 55-6800
母乳	
少年の悩みごと	市民会館 2階 少年センター フリーダイヤル 0120-48-7830 <small>なやみゼロ</small>

(4) 暴力や犯罪について

○愛知県警

犯罪被害者のためのこころの悩み相談・ハートフルライン 052-954-8897

性犯罪被害相談・レディース・ホットライン 0120-67-7830

痴漢被害相談・ふれあいコール名古屋 052-561-0184

ストーカー110番 052-961-0888

○守山警察署

052-798-0110 (名古屋市守山区脇田町 401)

○社団法人 被害者サポートセンターあいち

こころの相談電話 052-232-7830 (名古屋市)

事務局 052-523-7676 (名古屋市)

犯罪の被害にあわれた方や家族のための心のケア

○かけこみ女性センターあいち(民間)

052-853-4479

「女性への暴力」電話相談、緊急一時避難(月曜日 13:00~16:00)

○特定非営利活動法人 子どもの虐待防止ネットワーク・あいち事務局

052-232-2880 (名古屋市中区丸の内 1-4-404)

電話相談 052-232-0624 月一金 10:00~16:00

(5) 就業を促進するための施設(機関)

○名古屋求人情報サービスセンター

052-252-8619 (名古屋市中区栄 3-18-1 ナディアパーク 18階)

○中央求人情報サービスコーナー

052-962-2544 (名古屋市東区上堅杉町 1 愛知県女性総合センター 1階)

○瀬戸公共職業安定所

0561-82-5123 (瀬戸市長根町 86)

○尾張旭市シルバー人材センター

0561-54-5088 (尾張旭市稲葉町一丁目 43)

(6) 労働について

○愛知労働局雇用均等室

052-219-5509 (名古屋市中区栄 2-3-1)

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法に基づき、働く女性の相談、事業主に対する指導などを行っている。

○21世紀職業財団 愛知事務所

052-586-7222 (名古屋市中村区名駅 3-22-8)

仕事と家庭の両立支援やパートタイム労働者の支援等を行っている。

(7) 子育てについて

○愛知県中央児童・障害者相談センター

052-961-7250 (名古屋市中区三の丸2-6-1)

子育て、子どもの発育、児童虐待など、18歳までの子ども自身や親の悩みの相談

○尾張旭市子育て支援センター

0561-52-3132 (尾張旭市新居町明才切 57 保健福祉センター内)

○尾張旭市ファミリーサポートセンター

0561-51-5571 (尾張旭市新居町明才切 57 保健福祉センター内)

(8) ボランティア活動や社会福祉活動について

○尾張旭市社会福祉協議会

0561-54-4540 (尾張旭市新居町明才切 57 保健福祉センター内)

(9) 介護について

○地域福祉サービスセンター

0561-55-0654 (尾張旭市新居町明才切 57 保健福祉センター内)

65歳未満の方の福祉に関する相談窓口

○在宅介護支援センター

0561-55-0654 (尾張旭市新居町明才切 57 保健福祉センター内)

概ね65歳以上の高齢者の方の福祉に関する相談窓口